

## 議案第1号 都市行財政制度等について

1. 地方の発意に根ざした地方分権改革を進め、一層の権限移譲を図るとともに、権限移譲にあたっては、地方の担うべき事務と責任とに見合った地方税財政制度の再構築を図り、真の改革を強力に推進すること。 R6秋～90（京1）
2. 地方版総合戦略を着実に実行するため、新しい地方経済・生活環境創生交付金については、自治体の実情に応じた自由度が高く、使いやすい制度とともに、地方の創意工夫・意見が十分に発揮されるよう必要かつ安定的な財源を確保すること。 R6秋～122（和1）
3. 地方財政の運営に支障が生じないよう次の措置を講じること。
  - (1) 円安によるエネルギー価格・資源高騰をはじめとした物価の上昇や物価高騰対策、及び人件費等労務単価の引き上げに伴う行政コストの増大等に対する適切な財政措置の実施に加え、国と地方の事務配分を踏まえ、国から地方への更なる税源移譲と地域間の税源の偏在性の是正に努め、地方一般財源の充実確保を図ること。また、国庫補助負担金の算定基礎において時期を逃さずに適切に物価上昇分を反映するとともに、地方創生臨時交付金など、引き続き積極的に措置すること。 R6秋～90（京37、大1、和2）
  - (2) 地方創生に向けた取組や年々増大する社会保障経費、とりわけ少子化対策経費、公共施設等の老朽化の財政需要を的確に反映させるなど、地方財政計画の適正化を図った上で、地域社会に必要不可欠な行政サービスを提供するための地方固有の財源として、全ての自治体が安定的な財政運営を行えるよう、抜本的な見直し等を継続し、地方交付税総額の安定確保を図ること。また、国が主導する施策については、その財源手当てを特別交付税によることなく確実に措置すること。 R6秋～90（京1、大1）
4. ゴルフ場利用税（交付金）は、ゴルフ場関連道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在市町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから現行制度を存続・堅持すること。 R6秋～H27秋（奈1）
5. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、現行の最大約9割の軽減効果を維持した上で、税額控除特例措置の恒久化を図ること。 R6秋～R5秋（奈2）
6. 社会保障・税番号制度の確実な運用のためセキュリティの確保など、システム改修等の経費を含め必要な財政措置を講じること。また、マイナンバーカードの安全性・利便性向上等、確実な普及に向けた周知を行うとともに、普及と利活用の促進に係る体制構築及び十分な財政措置を講じること。特に、マイナンバーカードの更新等の事務の安全性を確保した上で、来庁前提の手続きの見直しなど効率化を図ること。加えて、健康保険証との一体化における円滑な移行を図るための対策を講じること。また、マイナ保険証と資格確認書が並行運用となる期間が長期化しないよう、マイナ保険証を普及させる取組みを進めること。 R6秋～H26秋・119～117（京2、和3）
7. 地域経済循環創造事業交付金の地方負担について、平成27年度までと同様に国においての100%の支援と補助額の上限を増額すること。 R6秋～124（奈3）
8. 地域手当について、今回の見直しに伴い各自治体に新たな財政負担が生じないよう、また、隣接都道府県・近隣市町村との間における支給割合に大きな格差が生じないよう、確実に必要十分な措置を講じること。 R6秋～122（京1、奈4）
9. 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」について、対象事業に放課後児童健全育成事業を行う施設を追加すること。 R6秋～124・H28秋・123（奈5）
10. 庁舎建設に係る地方債について、公共施設等適正管理推進事業債に令和2年度まで用意されていた市町村役場機能緊急保全事業債と同様の措置を講じるなど、より充実した地方債制度を確立する

こと。

R6秋～125（奈6）

11. マイナンバーカードの電子証明書について、有効期間をマイナンバーカードと同一期間とすること。不可能な場合は、電子証明書の更新や暗証番号の再設定等に際し、窓口の混雑等により混乱を来さないようオンライン化等来庁不要での手続きとすること。また、マイナンバーカードの更新についても来庁不要で全ての手続きが完了できるようにすること。さらに、マイナンバーカードの追記欄について余白増補等の運用改善を図ること。加えて、令和6年度以降も引き続き必要な経費については、全額が事務費補助金等国庫負担による財政措置が図られるよう十分な財源を確保すること。併せて、マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開に係る実証に伴う必要経費については、全額が事務費補助金等国庫負担による財政措置が図られるよう十分な財源を確保すること。

R6秋～125（兵1）

12. 国のリーダーシップの下、「自治体DX推進計画」に基づき、検討されているデジタル化、ワンストップ、ワンストップ施策及びセキュリティ対策等について具体的な内容を提示した上で、次のように必要な財政措置等、適切な支援策を継続すること。

- (1) 自治体情報システムの標準化にあたりガバメントクラウドへの移行に必要となる準備経費（標準化に係る経費含む。）について、デジタル基盤改革支援補助金の補助基準上限額の見直しと、システム移行経費の補助対象に、特定移行支援システム（移行困難システム）に対して標準準拠システムとデータ連携を行うためのシステム改修に要する経費をはじめ、移行完了までに必要な全ての経費を含め、市町村の負担が生じないよう財政措置を講じること。
- (2) 各自治体の実情に合わせた柔軟なアドオン機能の実装、令和7年度末までとなっている移行期限についての柔軟な対応など、個別の事情に合わせた適切な移行支援を行うこと。
- (3) 都市自治体が円滑に移行できるよう情報提供を行い、現在のスケジュールについても見直しを図り、見直し後も補助が継続されるよう対応すること。なお、移行経費について、令和8年度以後も全額国庫負担による財政措置を行うこと。
- (4) 移行後のガバメントクラウドに係る利用料の低廉化を進め移行後に発生するランニング費用についても財政措置を行うなど、地方創生交付金（第2世代交付金）、デジタル実装型などについても予算の拡充と継続的な支援を図り、自治体の負担を軽減すること。
- (5) インフラとも言える地方公共団体のデジタル基盤の在り方は、国の示す方向性に大きく左右されることから、地方公共団体の人口規模等に応じて自治体ネットワークの将来モデルを定めた上で、財政力の弱い地方公共団体に更なる格差を生み出さないよう、必要となる経費を財政措置すること。

R6秋～128（京3、奈7、和4、兵1）

13. 先般、マイナンバーカードに係る諸手続の問題が相次いだことを受け、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や、誤った情報紐づけの防止を担保する制度・システムの構築、技術的対策の検討等に引き続き取り組むこと。

R6秋～129（京3、和3）

14. 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、財政力の弱い市町村が実情に応じて継続的なDXに取り組んでいくよう、①国の施策方針や支援策について余裕を持ったスケジュールで分かりやすい形での情報提供、②恒久的で十分な財政措置、③自治体職員の知識、能力、経験の向上につながる人材育成での支援、④地域デジタル社会推進費の普通交付税措置の延長、⑤地域デジタル化に伴うデジタルデバイド対策、⑥情報システム共同利用に向けた支援を講じること。

R6秋～129（奈8）

15. 戸籍における氏名の振り仮名の記載及び通知等に係る市町村長が実施すべき事務（本籍人への通知発送業務や、戸籍附票及び住民基本台帳に市区町村長による氏名の振り仮名を記録するための業務も含む。）において、国から示された補助上限額が、市町村の想定する必要額を大きく下回っている状況にあることから、補助対象とされている経費について、全額対象とともに、人件費や委託費等、市町村が負担する一切の必要経費について、財政支援を行うこと。

R6秋・131（京3、大8、兵1）

16. 安定した税収確保の観点から、住民税の減収とならないよう、ふるさと納税制度の抜本的な見直しを行うこと。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度によって自治体が負担している所得税控

除分を、地方特例交付金により全額補填すること。

R6秋・131（奈9）

17. 地方自治法第138条の4第3項を改正し、地方公共団体が規則、規程又は要綱により、特別の事項を調査・審議する機関を設置できること。 R6秋・131（奈10）

18. ふるさと納税制度について、都市部から遠隔地に有る市町村は、送料が大きな負担となっているため、募集経費を含み寄附金額の5割以下とされているふるさと納税返礼品基準より、送料分を基準枠外とすること。 R6秋・131（和5）

19. 公金支出に係り発生する手数料に対し、財政的支援策を講じること。また、今後拡大する公金収納等事務に係る経費についても同様に支援策を講じること。 R6秋・131（和6）

20. 会計年度任用職員を含む職員人件費の給与改定のため、地方財源を確保すること。 R6秋・131（和7）

21. 大規模な自然災害に起因する市町村税の減免を決定した場合、減免による減収額の影響が大きくなるため、その減収額に対する財源措置を講じること。 R6秋・131（和8）

22. 有権者の利便性向上や選挙事務の効率化に資するとともに、現在の社会情勢等に即した選挙制度となるよう、次のとおり、公職選挙法等の改正を図ること。 R6秋・131（兵2）

(1) 各種選挙におけるインターネット投票の早期実現に向けた法改正等の検討を加速化すること。 R6秋・131（兵2）

(2) 公職選挙法において、期日前投票所周辺での選挙運動を制限する規定を設けること。

(3) 時代に適した選挙公報のあり方について検討を加速すること。 R6秋・131（兵2）

(4) 選挙におけるビラ頒布及び通常葉書の枚数について、国が法令等により地方公共団体の規模に応じて適切な枚数を基準として示した上で、各地方公共団体が枚数を条例等において規定できるようにすること。 R6秋・131（兵2）

(5) 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の対象を拡大すること。 R6秋・131（兵2）

23. 令和6年人事院勧告では約30年ぶりとなる高水準の給与引き上げ勧告となっており、人事委員会を置かない市町村は、基本的に、給料及び手当について国に準じたものとしているところ、今回、各種引上げ幅が大規模であるだけに、たとえ国による一般財源総額の増額が企図されたとしても、併せ求められる地方財政負担も極めて大きなものとなる。このため、このままでは、地方財政は極めて深刻な影響を受けざるを得ないことから、増加が見込まれる必要十分な額を過不足なく地方財政計画に確実に反映し、これによる一般財源の確保を図ること。 R6秋（京1）

24. 「新しい地方経済・生活環境創生本部」について、地方の少子高齢化や人口減少に対応するための具体的な対応案を早期に作成し、地方創生交付金の活用にあたっては、地方が柔軟に活用できるような制度設計とすること。 新規（京1）

25. いわゆる年収の壁の見直しについては、地方の担う行政サービスの提供に支障を来すことのないよう、地方交付税の原資の減収分も含め、国の責任において適切に補填し、地方一般財源を確保すること。また、基礎控除等の見直しは、社会保障制度等における給付水準にも影響が生じることから、見直しによる影響について、国民に丁寧に周知すること。 新規（京1）

26. 公費負担医療制度や自治体が単独で設けた医療費等助成制度について、早期にマイナンバーカードを受給者証として利用できるよう、国が主体となって当該医療費助成制度等のオンライン資格確認の推進を図ること。 新規（京3）

27. 重要土地等調査法について、国において目的及び内容について分かりやすく周知広報を行うとともに、運用にあたって、住民等の権利や自由を不当に侵害することのないよう、最大限配慮すること。 新規（京4）

28. 今後とも防災減災対策など安全・安心な地方生活の維持・向上を図るとともに、地方創生を実現していくためには、国の積極的・機動的で計画的な財政出動と持続的な財政運営のための信頼される財政規律の確保の両立が重要である。このため、プライマリーバランス重視の現行の国の財政規律の在り方を巡り、財政健全性の徹底的かつ総合的な検証を図り、現行規範の導入以来の経過評価等、諸実態を踏まえ、次世代規範へのアップデートに向けた検討を進めること。**新規（京37）**
29. 各種証明書のコンビニ交付サービス運営に係る経費に対する支援措置を拡充すること。**新規（奈69）**
30. 全国農業会議所が提供している農業委員会サポートシステムと住民基本台帳並びに固定資産税システムとの間で行っているデータ連携について、自治体情報システムの標準化移行にあたり、連携に必要なデータ出力を仕様に盛り込む、又は連携用システムの開発費用の財政措置を図ること。**新規（奈70）**

## 議案第2号 保健医療・社会保険制度の改革推進等について

1. 医療保険制度の改革に当たっては、給付と負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国の責任において全ての国民を対象とする制度への一本化を図ること。また、年々1人あたりの医療費が増加する一方、所得水準が低く被保険者の保険料の負担が大きいという構造的な課題を抱える国民健康保険について、国による更なる公費投入を拡充すること。併せて、事業費納付金について、前期高齢者交付金の精算による影響や、各市町村の被保険者数や所得が推計値と大きく乖離するなど、市町村の責めに帰さず財源不足が生じる場合、市町村に負担が生じないよう財政措置を講じること。さらには、今後ますます進展していく少子高齢化や医療技術の進歩による医療費増嵩に対応し、医療政策及び医療保険制度の将来像をしっかりと国民に示すとともに丁寧な説明を行うこと。

R6秋～90（京5、大4、和9）

2. 国民健康保険制度の新たな制度下において次の措置を講じること。

(1) 制度改正に伴うシステムの改修等に係る経費について、保険者及び被保険者に負担が生じないよう、実際の所要額に即した十分な財政措置を講じること。また、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化への移行・導入については、必要額は国が全額措置すること。さらに、国保総合システムの更改及び運用に係る経費については、市町村や被保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。R6秋～111・104～103（京5、和10）

(2) 各種医療費助成制度等、市町村単独事業の実施に伴う療養給付費等国庫負担金の減額措置について、子ども医療費助成に係る減額措置の廃止に留まらず、全ての市町村単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。

R6秋～111（京5、奈11、和10、兵3）

(3) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度については、軽減割合及び対象年齢を拡充し、国の責任において必要な財政措置を講じる、もしくは同均等割保険料を廃止すること。

R6秋～126（京5、奈12、和10、兵3）

(4) 保険基盤安定制度の更なる充実・強化を図るなど、利用者負担の軽減策を抜本的に検討し、中低所得者層に対する負担軽減策を拡充すること。また産前産後保険料免除については、全額国の責任において財政措置を講じること。

R6秋～116（京5、和10）

(5) 特定健診・保健指導負担金を実施に見合った基準単価に見直すとともに、市町村が地域の実態に合わせて実施している追加検査項目を補助基準に加えること。さらに、人間ドック受診分を特定健診受診とみなす場合、特定検査項目の充足をもって補助対象に含められるようにすること。

R6秋～121（和10、兵3）

(6) 国保財政の健全化及び保険料負担の平準化のため、国保財政安定化支援事業を恒久化し、拡充するよう必要な財源を措置すること。

R6秋～124（兵3）

(7) 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、引き続き国費3,400億円の追加投入を確実に継続するとともに、保険者に過度の負担が生じないよう保険者の意見を十分聴取すること。また、医療費の増加に確実に対応できるよう、定率負担金等、新たな公費の投入など国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。さらに、国からの確定係数に基づく納付金額の提示時期を早めること。

R6秋～124（和10、兵3）

(8) 保険者努力支援制度について、保険料収納率向上の取組の実施状況に係る達成基準に関して、被保険者数による区分をよりきめ細かく設定するなど適切に市町規模別の評価を行うとともに、実績や取組についてきめ細やかな評価が行われる制度となるよう見直すこと。また、特定健診・特定保健指導の実施率等に導入されたマイナス点方式を止めること。併せて、子どもの医療費自己負担設定を配点する評価指標の見直しを図ること。

R6秋～R2秋（奈71、和10、兵3）

(9) 市町村の一般会計からの法定外繰入金や繰上充用を解消するための支援策を講じるとともに、国庫負担割合の引上げ及び算定方法の見直しなどの財政基盤の拡充・強化について、実効性のある措置を講じること。さらに、国民健康保険法に負担割合が明示されている府県支出金について、国の責任において負担割合を引き上げること。

R6秋～H29秋（奈13、兵3）

(10) 療養費（柔道整復・あん摩マッサージ・はりきゅう）の不正請求防止対策を講じるとともに、資格取得の厳格化を図ること。

R6秋～R2秋・125～121（奈14）

(11) 大規模自然災害により災害救助法の適用を受けた被災地における保険料（税）の減免や一部負担金の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、国民健康保険の特別調整交付金の算定基準見直しを図ること。

R6秋～R5秋（和10）

- (12) 国において被用者保険の更なる適用拡大が検討されているが、国保財政に影響が及ぶことがないよう適切な措置を講じること。  
**新規（兵3）**
- (13) マイナ保険証への移行後の対応について、国民や保険者等の関係者に対し、混乱を招かないよう、適切に周知や情報提供を行うこと。  
**新規（和10）**

3. 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。

- (1) 後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、被保険者の負担増にならないよう、定率国庫負担割合の引上げ及び財政安定化基金を活用できる仕組みの恒久化など、保険料の上昇を抑制する措置を講じるとともに、引き続き国の責任において財政措置を講じること。

**R6秋～112（京5、和11）**

- (2) 後期高齢者医療制度について、持続可能で分かりやすく安定した制度とするとともに、標準準拠システム移行に係る費用及び運用による利用料、並びに制度改革に伴う市町村システム改修等に要する費用に対して十分な財政措置を講じること。

**R6秋～112（和11）**

- (3) 令和4年10月1日から後期高齢者医療の窓口負担割合が2割となった者の窓口負担を抑える配慮措置について、施行後3年間以降も段階的な縮小措置を講じること。  
**R6秋～128（京5）**

- (4) 後期高齢者医療保険料の特別徴収について、年齢到達月から開始されるよう見直すこと。  
**R6秋～128（京5）**

- (5) 後期高齢者医療広域連合の標準システムに係るクラウド化に向けた運用に当たっては、ガバメントクラウドの対象として取扱うとともに、同連合へ低廉化の取組や最適化への支援などを徹底することにより、市町村の負担増にならないよう、国の責任において適切な財政措置を講じること。  
**新規（京5）**

4. 介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行うため、将来にわたって自治体の財政負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げるなど、必要な財政措置を講じるとともに、介護保険制度の円滑な運営に必要な支援を図ること。また、次の項目について特段の措置を講じること。

**R6秋～90（京6、奈15、和12）**

- (1) 介護保険料の上昇を緩和するため、国費による財政措置を講じること。また、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置も含めて総合的かつ統一的な対策を講じること。さらに、第1号被保険者の保険料の負担割合の見直しを図ること。

**R6秋～115（京6、奈15、和12）**

- (2) 介護保険制度における第1号被保険者の保険料や高額介護サービス費の算定方法については、世帯概念を用いている方式を改め、本人の所得のみを基準とした方式に改めること。また、補足給付に関する資産要件については、より簡素で公平性が担保できるよう制度の見直しを図ること。

**R6秋～115（奈16、和12）**

- (3) 介護施設の整備や改修に対する財政措置を講じるとともに、介護現場における慢性的な人材不足の改善のため、介護支援専門員を含む介護従事者の更なる処遇改善等、抜本的な人材不足対策を恒久的な制度として構築し、国において必要な財源を確保すること。また、山村振興地域等における介護職員確保のための補助金の新設等を図ること。  
**R6秋～118（京6、和12）**

- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の普及に伴い自治体の財政や事務の負担が増大しており、国の責任において負担軽減に向けた措置を講じるとともに、地域支援事業の実施に係る上限額を撤廃し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。  
**R6秋～121（京6、和12）**

- (5) 介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、簡素で明快な報酬体系を構築し、自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した適切な報酬の評価・設定を行うこと。併せて、保険料や利用者負担等に影響を及ぼす突発的な介護報酬改定を行わないこと。さらに、令和6年4月の報酬改定において廃止となった「運動器機能向上加算」については、基本報酬に含まれる形とはなったが、介護予防通所リハビリテーションや第1号通所事業においては大幅な収入減となっている。次回の介護報酬の改定に当たっては、介護事業所の経営状況を踏まえ、事業所運営が持続可能なものとなるよう、国において適切な報酬を設定すること。

**R6秋～127（京6）**

- (6) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。なお、システム改修の支援については、事業費の実額を補助対象基準とし、補助率も拡大すること。また、制度改正に当たっては、自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組む等、持続

- 可能な介護保険制度の確立を図ること。 **R6秋～H26秋（京6、奈17、和12）**
- (7) 入所系施設の充足度の高い市町村（保険者）の介護保険料上昇の是正措置を行うこと。また、在宅介護サービスを目的とした高齢者向け集合住宅の増加に伴い、その所在自治体の負担が増大しないよう、これらについても住所地特例を適用すること。さらに認知症対応型共同生活介護についても住所地特例施設とすること。**R6秋～126・H30秋（奈18・19・20）**
- (8) 介護給付費負担金25%（施設等分は20%）とし、別枠で調整交付金（5%）の財源を確保すること。**R6秋～126（奈15、和12）**
- (9) 介護保険法施行令第40条を改正し、介護保険料特別徴収の対象となる年金に老齢厚生年金を追加すること。**R6秋～127（奈21）**
- (10) 介護保険法施行規則第170条を改正し、介護保険の適用除外対象者に長期入院患者で退院の見込みがないと医師が判断したものを見込むこと。**R6秋～128（奈22）**
- (11) 保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金については、中長期的な視点で事業実施するための安定的な財源として見込めるよう、適切な措置を講じること。**R6秋～127（京6）**
- (12) 人工透析を要する要介護高齢者の特別養護老人ホームへの受入促進に伴う介護報酬の見直しを図ること。**R6秋～130（和12）**
- (13) 地域区分の変更により介護サービスの報酬等が低下する地方自治体については、福祉人材確保の取組に支障がでることがないよう、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえ、現行の地域区分の水準を維持し、必要な財政措置を講じること。**R6秋～R5秋（京6）**
- (14) 介護保険における要介護認定の際の主治医意見書作成料の新規、継続の費用区分について明確な判断基準を示すこと。**R6秋・131（奈23）**
5. 市町村が行う予防接種について、円滑にかつ安定的に実施できるよう、国の責任において財源を確保すること。また、次の項目については、特段の措置を講じること。
- (1) おたふくかぜワクチン・RSウイルス感染症ワクチンを定期接種として位置付けるとともに、その実現までの間、経済的負担軽減のための補助制度の創設と安全性の高いワクチンの安定供給を図ること。加えて、速やかな定期接種化が困難な場合は、国庫負担による任意接種に対する公費負担制度を創設すること。また、インフルエンザ等高齢者定期予防接種の年齢対象を年度管理に見直すこと。併せて、対象者の年齢拡大や費用負担の軽減について、国において検討すること。**R6秋～105（京7、和13）**
- (2) 住所地外での接種に係る制度整備など、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、接種費用については、国の責任において、委託単価算出のための指針を示すこと。**R6秋～105（和13）**
- (3) 予防接種法に基づく定期予防接種の実施における市町村の費用負担の軽減について、国において検討すること。**新規（京7）**
- (4) 予防接種事務のデジタル化に向け、国が責任をもって市民及び医療機関への説明を行うとともに、自治体及び医療機関におけるシステム改修等に対して技術的・財政的な支援を行うこと。また、健康管理システムをはじめ関連システム間でのデータ連携が適正に行えるよう制度設計を行うとともに、医療機関及び市民が使いやすいシステムを構築すること。**新規（京7）**
- (5) 定期予防接種B類に位置付けられた帯状疱疹ワクチンについて、有効性の早期検証を図るとともに、ワクチン単価の実情に応じた財政措置を構築すること。**新規（和13）**
- (6) 帯状疱疹ワクチンについては、令和7年4月から65歳（65歳以上の経過措置を含む）を対象とした定期接種化の方針が了承されたところであるが、発症率が高まるとされる50歳以上65歳未満については引き続き任意接種となることから、社会の経済を支える生産年齢層の経済的負担を軽減するため、国庫負担による補助制度を創設すること。**R6秋～R5秋（奈24）**
6. 住む地域によって妊産婦が負担する費用に格差が生じている妊産婦健康診査について、産後ケア事業等の財政支援を拡大するとともに、里帰り利用を含めたどこに住んでいても公平に安心して子どもを産み育てることのできるように、地方財政措置及び国庫補助金を拡充すること。さらには、医療保険の適用による全国一律の制度を構築すること。また、不育症に係る検査、治療の保険適用や補助制度について十分な公的支援措置を整備すること。**R6秋～111（滋1、京8）**
7. がん対策の一層の充実を図り早世予防につなげるため、がん検診における受診率向上の体制整備の充実に向けて、財政措置を講じること。また、検診医・読影医や技師の人材確保・育成、医療機

器の整備など、精度の高い検査体制を確立すること。併せて、精密検査結果の医療機関からのフィードバックについて、文書料を一律無料とすること。さらに、職場等でのがん検診の受診歴を自治体で把握できる仕組みを構築すること。加えて、次のとおり制度の拡充等を図ること。

- (1) 乳がん検診において、マンモグラフィーと超音波エコーとの併用の制度化と全額財政措置
- (2) 胃がん検診において、胃内視鏡検診のための医療機器の整備についての緩和又は財政措置と、ピロリ菌検査の制度化
- (3) 肺がん検診において、二次読影可能な医師の人材育成支援 **R6秋～109（京7、奈25、和14）**

8. 全国の子どもたちが必要な医療を公平に受けることができるよう、国の責任において、乳幼児・子ども医療費及びひとり親家庭医療費について、高校生世代までを対象とした全国一律の助成制度を創設すること。 **R6秋～97（滋2、京8、奈26、和15、兵4）**

9. 国内の均衡ある医療提供体制の確保等について、次の措置を講じること。

- (1) 医師確保が困難な地域に対しては、医師の働き方改革を着実に進めながら、医師を適正配置する仕組みを国の責務として構築するとともに、都道府県域を超えた需給調整システムや医師派遣体制等も含め、地域の実情を考慮した実効ある施策を緊急に展開すること。

**R6秋～105（京9、和16）**

- (2) 医師・看護師・薬剤師等の医療従事者の確保に係る財政支援、及び労働・就業環境の改善を図るための支援策を講じること。また、地域医療構想を進めるにあたり、病床削減や統廃合ありきではなく、地域の実情を踏まえた医療提供体制の確保を保証する仕組みを講ずること。加えて、かかりつけ医機能や在宅医療など地域包括ケアシステムの整備や医療提供体制の基盤となる施設整備に対して、支援策を拡充すること。

**R6秋～105（京9、和16）**

- (3) 自治体病院をはじめ地域の中核病院での救急体制等を整備するための医師の確保と医療体制充実に向けた財政措置を講じること。

**R6秋～127（和16）**

- (4) 持続可能な地域医療提供体制の確保に向け、公立病院に対する不採算地区病院、中核病院の機能維持、自治体が行っている公的病院への助成について、これを継続するとともに、現在の特別交付税ではなく、安定した財政支援制度を創設すること。また、物価高騰の状況を踏まえた財政支援の継続及び拡充をすること。

**R6秋～105（京9、和16）**

- (5) 医療DXの更なる推進とサイバーセキュリティ対策強化のためのソフト・ハードの両面からの支援の拡充を講じること。

**R6秋・131（京9）**

- (6) 今後発生する感染症等の健康危機事案に備え、次の対策を講じること。

**R6秋・131（京9）**

ア. 国として、医療人材を確保し、感染拡大時に臨時の医療施設等に派遣するなど広域的な対応が図れるよう制度を構築すること。

**R6秋・131（京9）**

イ. 都道府県からの要請等により病床等を確保した医療機関に対し十分な財政措置を講じること。

**R6秋・131（京9）**

ウ. 有事の際には新型コロナ対応相当の体制を迅速に構築することが求められるため、体制構築に係る多額の費用は可能な限り国費とする旨を明確にすること。

**R6秋・131（京9）**

エ. 感染症に対応できる医師・看護師など専門人材の確保・育成の推進等、公衆衛生医師の計画的な育成の推進などにより医療機関の体制充実を図ること。

**R6秋・131（京9）**

オ. 感染防止資機材や搬送車両、搬送人員等の体制強化について、平時から備えるための十分な財政措置を講じること。

**R6秋・131（京9）**

- (7) 公立病院の新設・再編・ネットワーク化に係る事業に関し、病院事業債（特別分）における地方交付税措置について、建物の建築基準単価の実勢価格に応じた更なる引上げを図ること。また、公立病院の建て替えの際に立地的制約から他病院との統合が行えず、単独整備を行う場合においても、近隣の高度急性期病院との医療連携に取り組んでいる場合等は、機能分化・連携強化による整備と同様の交付税措置（算入率40%）を受けることができるようすること。

**R6秋・131（京9）**

10. 地方公務員等共済組合法の改正により、共済組合員資格の適用範囲が拡大されたが、要件を満たす者について、共済組合か以前から加入している健康保険か、いずれかの加入を選択できるように改正すること。

**R6秋～130（奈27）**

11. 子ども・子育て支援金制度について、国が主体となって、わかりやすく丁寧な周知、広報を行う等、保険者の事務負担が増大しないよう取り組むこと。

**新規（京5）**

12. 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の早期診断・早期治療のための検査体制の強化や、認知度向上に向けた取組等に対し十分な財政支援を講じること。 **新規（京7）**
13. 犬の登録や予防接種について、未登録や未接種が多く存在することから、狂犬病予防法に基づく罰則の適用により、未登録者・未接種者が減少するよう支援策を講じること。 **新規（和49）**
14. 医療体制の継続的かつ安定的な体制の確保のため、休日夜間応急診療所の開設等に係る財政的支援を講ずること。 **新規（奈72）**
15. 事業所内における病院内保育施設の運営費を支援する助成金額を増額すること。 **新規（奈73）**

## 議案第3号 社会福祉・公的扶助制度等について

1. 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。  
**R6秋～107（和17）**
- (1) 児童手当について、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担し、事務手続きを簡素化するなど、市町村の事務負担を極力軽減できるよう、保育料や給食費等を児童手当から徴収する制度を継続すること。また、自治体の裁量で申出がなくても会計年度を問わず滞納者から徴収できる制度を構築するとともに、滞納者が転出した際には、自治体間で相互徴収ができるよう児童手当法の改正等必要な措置を講じること。  
**R6秋～112（和17）**
- (2) 児童扶養手当について、所得制限対象者を受給者本人のみに限定する等、条件緩和を図ること。加えて、虐待等により家庭での養育が困難になった児童については、**近親者が養育者としての要件を満たせば、その養育者が受給できるよう制度の拡充又は、新制度の設立を図ること。**  
**R6秋～109（和17）**
- (3) 就学前教育・保育施設整備交付金について、施設の老朽化対策や大規模改修に対応するため、自治体の整備計画に支障が出ないように十分な財源措置を講じること。また、公立等保育施設を対象とする補助制度を創設すること。  
**R6秋～109（京10、和17）**
- (4) 保育士の配置基準の改善や民間保育所、認定こども園の保育士、保育教諭、民間放課後児童クラブの放課後児童支援員の処遇改善を図り、それに見合う保育人材の確保対策を講じること。また、地域区分の変更により保育所等の公定価格が低下する自治体において、人材確保の取組に支障が出ないよう、現行の水準を維持すること。  
**R6秋～109（京10、奈74）**
- (5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の本格実施の際は、地域の実情に応じて市町村や事業者が一般型若しくは余裕活用型を選択できることとし、保育を必要としている子どもへのサービスを優先することが妨げられるものではないことを明確にすること。また、当該事業を実施するにあたって、それに見合う保育人材の確保対策と十分な財政措置を講じること。さらに、本格実施までに、配置基準とする人員分の人件費を対象経費とすること。  
**R6秋～109（京10、兵6）**
- (6) 認定こども園への移行に当たっての施設整備費や施設運営費について、物価高騰等を踏まえた適正な水準を考慮し、移行に伴う1号認定こどもに係る施設型給付費についても、自治体の負担増が生じないよう、適切な情報提供及び財政措置を講じること。  
**R6秋～109（京10）**
- (7) 児童養護施設等の多機能化・機能転換又は小規模かつ地域分散化のため、必要な職員数を配置できるよう、措置費体系の抜本的な見直しを行うとともに、職員の確保・定着・育成のための施策を講じること。また、施設の在宅支援機能の一つとして子育て短期支援事業に積極的に取り組むこと。さらに、措置費の暫定定員の設定に係る在籍児童について、子育て短期支援事業の利用児童数も一定数考慮されるような仕組みを検討すること。  
**R6秋～109（京10）**
- (8) 深刻な教職員不足を一刻も早く回避し、子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するため、職員定数や給与等の更なる改善、学校における働き方改革の推進、義務教育費国庫負担金による適切な財政措置など、教師を取り巻く環境の整備に向けた、以下を含む総合的な対策を講じること。  
**R6秋～116（京13）**
- ア. 通級指導や日本語指導、初任者研修指導、指導方法工夫改善などの加配の一部については、平成29年度から基礎定数化が進められているが少子化の影響により定数が減少する可能性もあるため、教職員の配置について一層の措置を講じるとともに、必要な教員と教室の確保を図ること。通級の基礎定数について、当年度の5月1日時点の児童生徒数によることとされているが、通級指導教室への入級の多くが5月以降となっている実態を踏まえ、10月1日時点の基礎定数も算出し、その定数差分を当年度の基礎定数として算入・精算できる等、入級が必要な児童生徒の実態に応じた教員配置が可能となる措置を講じること。  
**R6秋～116（京13、和17）**
- イ. 少人数によるきめ細かい対応を進めるため、小学校だけでなく中学校についても早期に「35人学級」を実現するとともに、小・中学校の30人学級の実現に向けて、基礎定数の改善及び教室の確保を図ること。  
**R6秋～116（京13、和17）**
- ウ. 児童生徒の学力課題や、複雑化するいじめや不登校をはじめとした様々な課題への対応に加え、長時間勤務の是正を含めた教職員の働き方改革を推進するための柔軟な学級編制や教職員配置ができるよう、定数の更なる確保・充実に努めること。  
**R6秋～116（京13）**
- エ. 小学校専科指導加配定数のうち、英語専科指導や教科担任制推進分について、中学校・高等学

校教諭免許状の所持や、一定数以上の授業時間数を受け持つことが資格要件とされており、人事配置が困難なことから、配置に係る資格要件を緩和すること。 **R6秋～116（京13）**

オ. 幼稚園、小・中学校における特別支援教育の充実のため特別支援教育支援員の配置・拡充に対する補助事業の創設及び地方交付税の増額を図ること。 **R6秋～116（奈28、和17、兵7）**

カ. LD、ADHD等に対する学習上又は生活上の困難に対応するための通級指導担当教員の増員及び教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の更なる予算確保や補助率の拡大等を図ること。また、令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療的ケアを要する児童生徒を支援する看護師・**介護福祉士等**の適正な配置基準を設け、不足している人材確保のための体制整備を図ること。併せて、特定の医療的ケアの該当要件緩和を検討すること。さらに、医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するとともに、発達障害など支援の必要な児童に対し、加配職員の配置について、引き続き必要な財政措置等を講じること。 **R6秋～116（滋3、京10・13、奈76、兵7）**

キ. 加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの全校配置を図ること。

**R6秋～116（兵7）**

ク. 小・中学校外国語教育の充実のため、ALT増員に対する財政支援等を講じること。また、JETプログラム以外のALTを雇用した場合でも財政措置を講じること。 **R6秋～116（和17）**

ケ. 教職員の「働き方改革」を進めるため、教職員定数における基礎定数と加配定数の拡充・改善を図るとともに、「校務支援システム」の維持管理経費や新学習指導要領に対応したシステムの構築及びグループウェアの導入経費等に必要な助成制度の新設等、財政支援の拡充及びクラウド型校務支援システムの導入を図ること。 **R6秋～126（滋4、奈29、兵8）**

コ. 個々の特性や異学年にわたる指導の複雑化等をふまえ、特別支援学級の学級編制の標準を引き下げるのこと。 **R6秋～127（京13）**

サ. 不登校により学びにアクセスできない児童生徒をゼロにすることを目指し、支援策の充実を図るため、①校内教育支援センター（別室）の環境整備及び担当教員の配置、②教育支援センターの設置促進及び支援員の配置充実、③学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置、④コロナ禍を経て、様々な要因で心理的ストレスを抱え学校生活に悩みをもつ児童生徒のSOSに気付き、早期に福祉との連携、心のケアなどの支援ができるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員や正規職員化及び教職員定数としての算定による国庫負担により支援体制の充実を図る、⑤民間フリースクールへ通所する児童生徒の家庭への支援制度の創設を行うこと。 **R6秋～R2秋（滋5、京13、奈75、和17、兵7）**

シ. 地域学校協働活動推進員を継続的に配置し、地域と連携した教育活動を充実させるため、子どものための地域連携事業費補助金の継続及び充実を図ること。 **R6秋～130（京13）**

ス. 人的配置や教育環境の整備に必要な財源の確保を図り、誰一人取り残さないきめ細やかな指導と学習環境を実現するとともに、学習指導員及びスクール・サポート・スタッフについて市町村の負担が生じないよう財政措置を講じ、全校に確実に配置すること。 **R6秋～129（和17、兵7）**

セ. 食育、アレルギー対策として、共同調理場の食数規模や受配校数に応じた栄養教諭の配置基準の拡大を図ること。 **R6秋～131（京13、奈29）**

(9) 子ども・子育て支援交付金について、今後も引き続き実施主体、運営主体及び利用者の負担増が生じないよう、基準額の増額及び交付対象となる事業の拡大、提出書類の削減に努めること。また、公立認定こども園、公立保育所、学童ホームのエアコン取替に伴う費用や施設改修費等、老朽化した施設や備品等についても、必要な財政面での支援を行うこと。 **R6秋～121（奈30・31）**

(10) 児童生徒1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワーク整備等を含むしたGIGAスクール構想を受け、ICT環境の飛躍的な充実等のために以下の措置を講じること。

ア. 端末整備完了後における機器の保守管理や通信に係る費用、教育情報ネットワークのクラウド化と認証によるアクセス制御を前提としたシステムの導入及び維持管理に係る費用について国庫補助とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。また、端末更新時の授業支援システムやデジタルドリル等の財政支援措置を講じること。 **R6秋～127（京14、奈32、和17、兵8）**

イ. 校内・校外通信ネットワークの整備及び維持管理に係る費用並びに通信費について国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。 **R6秋～127（京14）**

ウ. 学習支援及びセキュリティ対策に係るソフトウェア使用料及び周辺機器購入費用、予備及び指導者端末購入費用等については児童生徒数の15%の上限を撤廃し、必要な台数全額を補助対象とすること。また、学習者用デジタル教科書の本格導入にあたっては、現在使用している紙の教科書と同様に無償とすること。併せて、ICT支援員の1校1人配置やGIGAスクール運営支援

センターの設置等、日常的にＩＣＴを活用できる体制づくりの推進及び管理体制の充実に向けた継続的かつ十分な財政支援を行うこと。 **R6秋～127（京14、奈32、和17、兵8）**

エ. 1人1台端末の積極的な利活用として端末の持ち帰りによる家庭学習等を進める中で、インターネット環境の整備等が困難な家庭への通信費等の支援策を講じること。 **R6秋～129（京14）**

(11) 幼児教育・保育の無償化等について、次の措置を講じること。

ア. 確実かつ安定的な運用に向けて必要な財源を確保し、市町村の負担軽減を図るとともに、0歳～2歳児においても、住民税非課税世帯に限らず全世帯を無償化の対象とするよう制度の拡充を図ること。さらには、第3子以降だけでなく、第2子についても保育料の無償化の実施について財政的支援を行うなど、保育料の軽減・無償化に対する国庫補助制度を創設すること。

**R6秋～124（京10、大4、奈33、和17）**

イ. 対象施設の量的拡大や質の確保に係る対応を含め、給付対象施設等の確認や支給対象者の認定、給付事務など市町村の事務負担が増加しているため、無理のない実務運用ができるよう制度を見直すこと。 **R6秋～124（大4）**

(12) 児童虐待防止対策における市町村の役割がこれまで以上に重要になっていることを踏まえ、対応体制強化に必要な社会福祉士や心理士、保健師等の専門職（スーパーバイザー）配置に係る財政措置や担い手確保の取組の推進、研修機会の拡充など、総合的な支援措置の充実を図ること。また、児童相談所と市町村、学校、保育所、警察、医療機関等の連携の重要性に鑑み、関係省庁が協力して各機関の理解促進と市町村との緊密な連携が図られるよう必要な措置を講じること。さらに、支援対象児童等見守り強化事業の補助制度を継続すること。加えて、児童相談所の児童福祉司等、専門職の確保に必要な財政措置を行うこと。 **R6秋～125（京10、奈77、兵9）**

(13) 中核市及び特別区における児童相談所の設置が推進されるよう、十分な支援措置を講じること。その際、周辺一般市への支援を後退させないため、当該一般市を管轄する児童相談所も存続させること。 **R6秋～R1秋（兵9）**

(14) 公私連携幼保連携型認定こども園、公私連携保育所型認定こども園及び公私連携型保育所の設置届出を認可と同様の位置付けであることを法令上明文化すること。また、社会福祉施設職員退職手当等共済制度において、同3施設の取扱いを、認可を受けた幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所と同様の取扱いとすること。 **R6秋～128（奈34）**

(15) 子ども園等における看護師確保のため財源も含めた支援策を講じること。 **R6秋～129（奈35）**

(16) 子ども・子育て支援施策の推進に当たり、新規事業・制度を創設する際は、各自治体や関係団体等の意見を踏まえ、制度を抜本的に整理・簡素化したうえで、自治体の受け皿となる社会資源の確保や、子育て世代の負担軽減のためのデジタル化の推進に対して、確実な財政措置を講じること。 **R6秋～129（京10）**

(17) 支援の必要な子どもとその家族や、必要な居場所を確保するための支援も含めた、制度の狭間をつくらない広範囲な補助制度を創設すること。 **R6秋～R4秋（奈36）**

(18) 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、学校給食費の無償化について、自治体の財政力によって格差が生じることのないよう、国として実現できるよう恒久的な支援として直接補助による必要な財政措置を早期に講じるとともに、給食の質について各自治体の裁量を確保した制度設計及び法改正を行うこと。必要な財政措置を早期に講じること。また実現するまでは、物価高騰を背景に社会情勢の変化により食材価格の高騰が続く中、保護者負担を増やすことなく、これまで通りの栄養バランスや分量を保ちつつ実施するために、今後とも学校給食用の食材費高騰に対する財政措置の継続もしくは物価高騰支援交付金のような新たな交付金等の創設を行うこと。 **R6秋～130（京12、奈37、和17、兵10）**

(19) 中学校部活動を地域移行（地域展開）することによる学校教育への影響と対応策、担い手となる地域人材の育成・確保、費用負担の在り方などについて、各自治体の意見を踏まえた実現可能な制度設計を示すとともに、ガイドラインに示されている事項など必要な財源措置を確保すること。加えて、円滑な地域移行（地域展開）にむけて、会費（保護者負担）や地域指導者の確保についても現行の学校部活動と同水準となるよう必要な財政措置を講じること。併せて、施設改修費や、指導者をはじめとする人件費、地域クラブ活動運営費など、地域移行（地域展開）に伴う環境整備に対する幅広い財政支援策の創設と予算の拡充を図ること。さらに、教員の働き方改革の観点から、地域移行（地域展開）後に生徒の指導を引き続き希望する教員が、勤務時間に含まずに参画できるよう、柔軟な制度を構築するとともに、早期実施に向け積極的な広報活動を展開すること。また、地方都市においては地域部活動の受け皿としての組織・団体が不足しているため部活動の地域移行（地域展開）が難航することが予想されるが、部活動の地

域連携の取組における中学校部活動指導員の配置は、そういう状況の下でも教職員の負担軽減に直結する有効な手段であると考えられることから、中学校部活動指導員の配置を拡充、さらに指導を希望する教員に対しても特殊勤務手当（部活動手当）の支給対象となる業務とせず、兼職兼業により報酬を得て指導員として参画可能とすること。

R6秋～130（京15、奈78、兵11）

- (20) 子ども家庭センターの設置が努力義務化されたが、地域に必要な支援メニューを開拓するため、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」をはじめ、子ども家庭支援員の配置等に必要な財源措置を講じること。 R6秋～R2秋（京10）
- (21) 義務教育諸学校の児童・生徒を指導する教員の教科書及び指導書について、児童・生徒と同様に全額国庫負担とすること。 R6秋・131（兵8）
- (22) 学校の適正規模・適正配置に伴う学校再編に伴う児童生徒の通学に対するスクールバスの導入について、補助制度の新設を講じるとともに、へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス等購入費等の要件緩和や運行経費への財政措置など、遠距離通学費に対する財政措置を図ること。 R6秋・131（和17）
- (23) 高校教育環境について、自治体の財政状況に起因する教育機会の差が生じることがないよう、国の責任と財源により必要な措置を講ずること。 新規（兵12）
- (24) 放課後児童クラブにおける障害のある児童や特別な配慮を必要とする児童に対する安全な保育の提供のための入所基準や、作業療法士などの専門的な知識や技能を有する職員の配置に関して一定の配置基準を定め、それに必要となる補助基準額に基づく支援を行うこと。また、これらの児童の保育に配慮した施設整備のための補助基準を新たに設けること。 新規（奈83）

2. 障害者の自立と社会参加を確実かつ安定的に支援するため、障害者保健福祉施策等について、次の措置を講じること。

- (1) 自立支援給付及び地域生活支援事業の実施について、自治体及び利用者の超過負担が生じないよう、また、地域の実態を踏まえ、円滑に実施できるよう自治体間での格差が生じない等、さらには補助率を上限に固定するなどの十分な財政措置を講じること。加えて、移動支援事業・日中一時支援事業、地域活動支援センター事業及び日常生活用具給付事業については、自立支援給付に含め義務的経費として財源を確保すること。なお、移動支援事業は、個別給付（介護給付）サービスとして位置付けること。 R6秋～103（京17、奈38、和18、兵13）
- (2) 障害福祉サービスにおいて、介護保険対象者の居宅介護の国庫負担基準について、障害支援区分5・6の単位数を引き上げ、障害支援区分1～4の国庫負担基準を創設するとともに、介護保険対象者の重度訪問介護の国庫負担基準について、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎に改正すること。また、介護保険対象者以外においても、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。 R6秋～130（京17）
- (3) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。 R6秋～117・113（京17）
- (4) 障害福祉サービスに要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう、報酬額の水準確保を図ること。 R6秋～106（京17）
- (5) 市町村長が行っている計画相談支援事業所（特定相談支援事業者）の指定については、都道府県知事・指定都市等の市長が行うこと。 R6秋～106（京17）
- (6) 障害福祉サービス等報酬に係る地域区分について、経済・生活環境が一体的であるにもかかわらず当該区分が不均衡となり、行政間の報酬格差が生じている地域があることから、近接・近隣市における格差が発生しないよう、級地の見直しを行うこと。なお、地域手当の見直しに伴う地域区分の変更により、障害福祉サービスの報酬等が低下する自治体がある場合は、人材確保や事業所運営に支障が出ないよう、必要な財政措置を講ずること。 R6秋～130（京17）
- (7) 制度改正に当たっては、事業の円滑な推進を図るために自治体と十分協議し、十分な準備期間を設けること。また、制度改正に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。 R6秋～111・109（京17、和18）
- (8) 年々増大し続ける障害福祉サービス及び障害児通所給付費等の支給について、国負担を引き上げること。また、費用負担に見合ったサービスの水準を確保するため、支援内容の適正化を強化すること。 R6秋～R1秋（滋6、奈39）
- (9) 重度障害者等への医療費助成について、全国一律の制度を創設すること。 R6秋～R1秋（和18）

- (10) 精神障害者相談員制度を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定して創設すること。  
**R6秋～108（京17）**
- (11) 知的障害者の定義及び療育手帳の交付等について、知的障害者福祉法に規定し、全国共通の制度とすること。  
**R6秋～130（京17）**
- (12) 障害福祉サービス事業所の施設設置及びバリアフリー化を促進するため、社会福祉施設整備費補助の増額を図ること。  
**R6秋～106（京18）**
- (13) 計画相談支援及び障害児相談支援については、十分な報酬額を確保するとともに、人員基準緩和による事業所設置の促進、人材養成研修の機会の確保など必要な措置を講じること。また、新たな事業所開設に係る諸経費への国庫補助制度を創設すること。  
**R6秋～106（京18、奈40）**
- (14) 重度障害に対する支援をより評価する、適正な報酬単価の見直しを行うこと。  
**R6秋～106（奈41）**
- (15) 補聴器の交付基準・修理基準について、聴覚障害者の実情に合った基準とし、身体障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児の補聴器購入及び人工内耳の買替えについて、全国一律の補助制度の創設又は補装具費の支給制度において対応すること。加えて、身体障害者手帳の取得に係る聴覚障害の等級基準について、聴力レベルの引き下げを行うこと。  
**R6秋～108（京18）**
- (16) 加齢性難聴者の補聴器等購入の助成制度を創設する、又は補聴器等を介護保険の指定福祉用具の対象にする制度改正を行うこと。  
**R6秋～129（京7、奈42、和18）**
- (17) 身体及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、障害者の社会参加と負担軽減になるよう有料道路事業者へ手続きの簡素化について指導を行うとともに、電子申請等の実施を十分に周知することにより自治体の負担軽減に努めること。  
**R6秋～108（京18）**
- (18) 割引有効期限を障害者手帳の有効期限（有期判定日）とする等**の一方的な見直しについて**、直ちに是正するよう、有料道路事業者に対して指導を行うこと。  
**R6秋～108（京18）**
- (19) 精神障害者保健福祉手帳所持者に対しては、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者と同様に、鉄道・バス運賃、旅客船運賃、タクシー運賃、有料道路料金等の割引制度の適用を図ること。  
**R6秋～108（京18）**
- (20) NHK受信料減免制度について、障害者及び自治体の負担が軽減されるようNHKと協議を行い、電子申請など手続きの改善を図ること。  
**R6秋～108（京18）**
- (21) 日常生活自立支援事業の充実・強化を行うこと。  
**R6秋～108（京18、奈43）**
- (22) 重度障害者等通勤対策助成制度について、事業者だけでなく障害者個人にも対応可能な制度とすること。  
**R6秋～124（京18）**
- (23) 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設を都道府県が設置するよう措置を講じること。  
**R6秋～124（京18）**
- (24) 食事提供体制加算を恒久化すること。  
**R6秋～106（京18）**
- (25) ストーマ装具については、対象となる方は常に使用し続けなければならないため、各自治体で生じている基準額のばらつきを解消し、地域に関わらず等しく十分な支給を受けられるよう、日常生活用具種目から補装具種目とすること。  
**R6秋・131（奈44）**
- (26) 都道府県が実施する実地検査等による返還金が発生した場合において、障害者自立支援給付費負担金・障害児入所給付費等負担金の再確定に伴う国・県への負担金の返還については、事業者から返還を受けた分に限り、国・県に返還するよう、制度の見直しを図ること。  
**R6秋・131（奈45）**
- (27) 障害者相談支援事業等に係る消費税及び延滞税の取扱いについて、社会福祉法上の社会福祉事業又は消費税関係法令上のいずれかにおいて現行の取扱いを早急に見直し、関連省庁調整の上、消費税の課税対象としない措置を速やかに講じること。また、当該事業が課税事業であるとの通知により負担した追加費用分について、自治体に対する応分の財政措置を講じること。  
**R6秋・131（京17、奈46、和18、兵13）**
- (28) 重度障害者を支援する生活介護事業所及びグループホームについて、現行の基本報酬及び加算では支援に係る労力や費用をカバーできていないため十分な財政措置を講じること。  
**R6秋・131（京18）**
- (29) 令和3年4月に創設された、重度障害者等就労支援特別事業については、市町村が安定して制度運営が継続できるよう地域生活支援事業ではなく、介護給付に位置づけること。  
**R6秋・131（京18）**
- (30) 就労継続支援等における就労移行支援体制加算において、上限を設ける等算定期件について見直すこと。  
**新規（京18）**

3. 生活保護制度の抜本改革について、次のとおり特段の措置を講じること。

(1) 生活困窮者自立支援法に係る事業の実施について、十分な財政措置を講じるとともに、生活困窮者家計改善支援事業、生活困窮者就労準備支援事業について、国の責任において現行の国庫補助制度から全額国庫負担制度に改めること。また、生活福祉資金貸付制度の充実、強化を図ること。  
**R6秋～112（京19、奈47、和19）**

(2) 生活保護は憲法が保障する制度であることから、負担金の国費負担割合を現状の3/4から全額国費負担にすること。さらに、生活保護費、事務に係る人件費及び訪問に必要な経費などについても全額国庫負担にすること。  
**R6秋～112（大4、奈48）**

(3) 増加する医療扶助等の抑制に向け、一部自己負担制度の導入を図ること。また、生活保護システム・レセプト管理システム等のシステムや医療オンライン資格関連全般の費用について補助対象とすること。  
**R6秋～112（和19）**

(4) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有の容認要件を緩和すること。  
**R6秋～112（京19、和19）**

(5) 生活保護受給者が高齢化等により成年後見制度を利用する場合の後見人への報酬に対する扶助を新設すること。  
**R6秋～124（京19）**

(6) 生活保護基準において、冷房器具の支給要件を緩和するとともに夏季加算を新設すること。  
**R6秋～127（京19、奈49、和19）**

(7) 生活保護制度は最後のセーフティネットとして真に困窮する方を支えられるよう、基準生活費の算定根拠となる市町村の級地区分及び基準額を市町村における目下の物価水準に即して是正すること。また、基準生活費の改定が、生活保護受給者の生活を圧迫するものとならないよう配慮するとともに、受給者に分かりやすい単純な計算及び支給方法とすること。さらに、受給者の自立につながるよう就労に伴う基礎控除額を改定のうえ、稼働可能層及び高齢者の就労自立を促進するため、雇用・労働施策や公的年金を中心とした社会保障制度を拡充し、生活保護制度との整合を図ること。  
**新規（大4）**

4. シルバー人材センター運営助成について、国の補助金額は自治体の予算措置に影響されることなく、運営費補助単価限度額に基づき交付すること。また、令和5年10月に導入された消費税における適格請求書保存方式（インボイス制度）について、シルバー人材センターの運営に及ぼす影響が大きいことから、免税事業者である同センターの会員が適格請求書を発行せずとも、同センターが仕入税額控除を行えるような特例措置を講じること。加えて、特例措置が適用されるまでの間についても、インボイス制度導入が事業運営に影響を及ぼさないよう、国の単独補助による助成制度を創設すること。さらに助成制度が創設されるまでは、免税事業者等からの仕入れにつき、仕入税額相当額の8割を控除可能とする経過措置を令和8年10月までの時限措置とはせず、継続すること。  
**R6秋～117（京16、兵14）**

5. 貧困状態にある子どもへの教育機会を保障するため、篤志家の寄附・贈与による教育資金贈与信託・公益信託を容易化する制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。

**R6秋～123（京19）**

6. 高等教育の修学支援を着実に実施するため、高校生等奨学給付金制度の更なる充実を図ること。

**R6秋～123（京19、和20）**

7. 市町村が行う雇用施策について次の措置を講じること。

(1) 繼続的な財政措置を講じるとともに、就職困難者や異業種への転換、就労形態の変化に対応できるよう、手続きの簡素化を含めた総合的なサポート体制を継続すること。また、就職困難者の雇用の継続や人材確保に取り組む企業をはじめ、労働者の失業予防や雇用安定を図る企業に対する奨励制度の更なる周知と拡充、手続きの簡略化を図ること。  
**R6秋～127（大5）**

(2) 使用者に対して、法令等遵守の徹底を行い、労働者の権利が守られるように働きかけが行える体制を構築すること。また、改正労働者派遣法の効果を検証するとともに、派遣労働者の増加によるワーキングプアの問題解決のため、引き続き労働者の雇用の安定化や正社員との格差是正を図ること。加えて、物価高騰が国民の生活に大きく影響する中、労働者の賃金引上げに繋がる生産性向上等に関する支援措置を講じること。  
**R6秋～127（大5）**

(3) 病気治療や子育て、介護等と仕事の両立を図りたいと考える労働者、さらに高齢者や障害者の労働者等に対して社会参加及び活躍し続けることができるようサポートする施策の実現や自治体施策への財政支援について体制を早期に構築すること。 **R6秋～127（大5）**

8. 成年後見制度利用支援事業について、後見人等が得られる報酬を十分確保し、被後見人等が安心して制度を利用できるよう、申立てに係る諸経費と報酬の助成基準を全国一律にするとともに、国庫補助制度から国庫負担金制度に改めること。 **R6秋～129（奈51）**

9. 自殺対策について、次の措置を講じること。

(1) 自殺防止は「誰も取り残さない」を中心に据えるSDGs推進の上でも非常に深く根底に関わるテーマであることから、国民のいのちを自殺から守るための国の強い姿勢、自殺を防ぐ緊急事態的な宣言を、「生きることの包括的支援」など総合的な施策とともに、しっかりと打ち出すこと。 **R6秋～128（京20）**

(2) 地域自殺対策強化交付金の補助率を、相談事業、民間企業と連携したSNS等を活用した啓発事業、地域の関係機関のつなぎ役を担う専門職の配置を含め、大幅に増額して広く10分の10とすること。 **R6秋～128（京20）**

(3) 自殺対策の現場を担う市町村への支援を抜本的に強化するため、都道府県において、地域自殺対策推進センターと自殺対策担当、精神保健福祉センターと保健所による連携の枠組みを強化すること。また国は、都道府県に対してそれらに必要な財政措置を講じること。さらに、地域ごとの最新の自殺関連動向を踏まえた対策を自治体が機動的に推進できるよう、国において、各地域の自殺の実態を既存データや相談機関に寄せられた声等を基に分析し、その結果を自治体に提供すること。 **R6秋～128（京20）**

(4) 自殺リスク要因である失業、住居喪失等の生活困窮に対する総合的な支援について抜本的な充実を図ること。また、社会的に弱い立場に置かれている人への生活支援、心のケア等を強化するとともに、こども家庭庁において、こどもの自殺に関する多角的な実態分析・対応の推進、こども・若者の自殺危機対応チーム事業の推進・拡充など、こどもの自殺対策緊急強化プランの内容も踏まえつつ「生命の尊さ」に関する諸啓発・相談機能の充実を含んだこどもの総合的な自殺対策の徹底、更なる強化、推進を図ること。 **R6秋～128（京20）**

(5) 今後、新興感染症が発生した場合に、医療・保健・福祉関係者等が、過重労働や不当な差別的言動等により自殺に追い込まれることがないよう、エッセンシャルワーカー等の増員を図るとともに、総合的に支援する対策を講じること。 **R6秋～128（京20）**

(6) 社会に与える影響が大きい芸能人等の自殺に関するマスコミ報道のあり方について実効ある対策を推進すること。 **R6秋～128（京20）**

(7) 自殺対策の最前線である自治体の相談窓口における総合的な対応力向上のため、自治体相互あるいは民間の支援団体等と日常的に繋がっているネットワーク化を、国において体系的に整備・推進すること。 **R6秋～130（京20）**

10. 地域課題が複雑化・多様化する現代社会において、民生委員・児童委員の役割はますます大きくなる一方、社会の構造的に就業者の高年齢化が進む中、その成り手不足は全国的に深刻さを増している。すでに制度疲労を起こしている民生委員・児童委員制度のあり方について検証を行うこと。また、検証を行う間においても、ボランティアの域を超えた業務に対する報酬や活動費に対する財政的な支援、年齢要件の緩和、業務の見直し・削減による負担軽減など、持続可能な制度に向けた方策も併せて検討すること。さらに、民生委員・児童委員の担う業務とその責任について具体的に示すことに加え、果たす役割や活動内容について、住民の理解が深まるよう積極的な広報活動を行うこと。 **R6秋・131（兵15）**

11. 人権救済制度について

(1) 人権侵害による被害者救済制度が実効性のあるものとなるよう人権侵害救済法の早期制定を図るとともに適切な措置を講じること。 **R6秋（和21）**

(2) インターネット上において、様々な人権に関わる不当な差別的取り扱いを助長、誘発する目的で発信されている書き込みに対し、行政機関からの通報を受けた事業者は、**事業者の規模に関わらず速やかにその書き込みを削除しなければならない**よう、またプロバイダ事業者の規模に関わらず削除義務を設けるよう「情報流通プラットフォーム対処法」を改正すること。 **R6秋（和21）**

12. 地域改善等特別対策として実施した事業に係る負担の軽減等について

(1) 貸付金の償還完了まで必要な財政支援を行うこと。また貸付事業を行った市町村の実態把握に  
努めるとともに、事業の終結に向け適切な措置を講じること。 **R6秋（和22）**

(2) 住宅新築資金等貸付事業における償還業務について、償還指導等に係る住民情報及び資産情報  
等を円滑に取得できるよう関係法令を整備すること。 **R6秋（和22）**

(3) 地域の就労の場としての役割を担う共同作業場の老朽化に伴う大規模改修について、地方改善  
施設整備費補助金の交付対象とし拡充を図ること。 **R6秋（和22）**

13. 自治体が実施する高齢者等の運転免許証返納後の交通弱者に対する移動支援等について財政支援  
制度を創設すること。 **新規（和47）**

## 議案第4号 都市基盤の整備促進等について

1. 地域の活性化を図り、国土の均衡ある発展を目指すとともに、近畿圏における次のプロジェクトの推進に必要な措置を講じること。

(1) 高速道路をはじめとする広域幹線道路等の整備に当たっては、暫定2車線供用区間の4車線化の促進や沿線未利用地の積極的な活用をはじめ、交通利便性等を活かした国家的プロジェクトの導入に向けた取組を行うなど、当初予算を含めて通常の予算とは別に、必要となる予算を継続的に維持し早期に完成させること。併せて新広域道路交通計画に位置付けられた路線については整備を遅らせることなく、可能な限り早期の供用開始・事業化を目指し、国の直轄権限事業・国土強靭化のため自治体が実施する地籍調査事業への支援及び必要な予算を確保すること。さらに、地域社会の発展と慢性的な渋滞を解消するための道路整備については、災害対応、渋滞対策等地域の実情を十分勘案し、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも維持修繕費の伸びにかかわらず新設改良予算を確実に確保できるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算の総額を確保すること。

R6秋～90（滋7、京21、奈52・53、和23、兵16）

(2) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進にあたりクラスターの整備促進に向けた積極的な取組及び北陸新幹線新駅設置に伴うJRの早期複線化・高速化をはじめとするアクセス路線等の整備に対する支援を行うこと。また、広域的な地域活性化・沿線都市のアクセス手段の多様化等のため、減便等による影響がないよう鉄道の便数、利便性を維持するための働きかけを行うとともに、JRの高速化・複線化への取組を支援すること。

R6秋～90（京21・24）

(3) 中心市街地等にふさわしい賑わいを創出するとともに、事前防災型のまちづくりを推進するため、連続立体交差事業に対する支援を国の重点政策として推進し、予算枠を確保すること。その際の自治体と鉄道事業者の負担割合の見直しを行うこと。また、費用便益に関して、連続立体交差事業等の新規事業化を行う上で、まちづくり全体に寄与する便益等、評価手法の確立や評価値の精度向上に向けた検討が必要な便益であっても、従来の評価項目と同様に社会資本整備の多様な効果として総合的に取り扱えるよう検討を行うこと。あわせて、最新の社会経済情勢等を踏まえた社会的割引率の見直し検討を推進すること。さらには交通が著しく不便な地域の住民や単独で公共交通機関を利用する事が困難な者等の移動手段確保のため、自家用有償旅客運送を実施する団体に対して財政支援を行うこと。

R6秋～108（京21・24）

(4) 大規模河川合流域を広域観光等の拠点となる河川公園として整備促進するとともに、大阪・関西万博開催後を見据え、中型船の安定的な航路の確保や、水上アクティビティの安全な実施を進めるため、「かわまちづくり計画」に沿った沿川各拠点の舟運コンテナの充実や船着場の整備、船着場周辺の賑わいづくりへ財政面の支援を行うこと。

R6秋～112・101～90（京21）

(5) 道路・街路・公園等をはじめとする基幹施設の本格的な大量更新及び修繕に向け、予防保全も含め、将来にわたる安全性の確保と地域の実情に応じた柔軟な運用を目指して、各市が計画的かつ個別施設計画等に基づき重点的に事業に取り組むことができるよう、加えて、地域インフラ群再生戦略マネジメントによる広域的な取組に対する財政措置も含め、引き続き各種制度の拡充・改善を図ること。また、バリアフリー基本構想等に基づく特定事業（鉄道駅舎・道路・信号機等）を計画的に推進するとともに、バリアフリー法により移動等円滑化の対象となる旅客施設・道路・路外駐車場・都市公園及び特定建築物について、これら的一体的かつ重点的な整備が円滑に進むよう補助率の嵩上げ等の財政措置を講じること。併せて、鉄軌道駅における施設整備に対する補助制度については、都市部においても不採算路線は地方部と同等の支援措置を講じるとともに、鉄道事業者に対し、バリアフリー化の加速を強く指導すること。さらに、特定道路以外の道路についての安全対策、バリアフリー化に対する財政措置を拡充すること。

R6秋～R1秋（大7、奈54）

(6) JRローカル線の維持存続、利便性向上について主体的に関与するとともに、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「地域公共交通再構築事業」に加え、JR西日本・沿線自治体へのより実効性のある支援制度を創設すること。

R6秋～130（兵17）

(7) 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備にあたっては、慎重な調査と十分な地元説明を行うとともに、沿線自治体に過度な負担が生じないよう、コスト縮減や貸付料の見直し、財政支援の充実など、地方負担を可能な限り軽減するための支援を行うこと。

R6秋～130（京23）

2. 地方の公共交通ネットワーク維持確保を図るため、次の措置を講じること。

(1) 高速交通に対応する高規格道路の事業化及び地方における道路整備が着実に推進できるよう、

国土強靭化実施中期計画に基づき、必要な予算・財源を別枠で確保するとともに、DX・GXの更なる推進によって維持管理や長寿命化に係る経費削減及び技術的助言・生産性の向上を図ること。

R6秋～105（滋7・8、和24）

- (2) 大量輸送機関としてだけでなく、教育、福祉、産業振興、定住促進にも大きな影響を及ぼす重要な社会基盤である鉄道は、地方の均衡ある持続的発展に必要不可欠である。厳しい経営が続く鉄道については、公有民営方式による上下分離などにより地方自治体が主体となって維持に取り組んでいるが、導入後は県や沿線市町に大きな負担が生じることから、安定した財政支援並びに既存税制及び法制の特例措置の更なる拡充を図ること。
- R6秋～105（滋8、和24）
- (3) 路線バス、一般タクシー、コミュニティバス（地域巡回バス）、及びデマンド型交通などが公共交通として機能するよう、深刻な担い手不足にある公共交通事業者に対し、更なる処遇改善や労働環境改善、事業の魅力発信など、運転士や整備士等の確保・定着に向けた包括的な支援体制を確立し、公共交通空白地の解消を図ること。また、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金についての拡充や、自治体の負担が増えないような要件緩和、フィーダー系統確保維持費国庫補助金の新規要件の撤廃及び補助上限額の引上げ、車両減価償却費国庫補助金の適切な予算配分等、地域の実情に応じて補助制度を拡充すること。特に一般タクシーについては、地方都市における賑わいの再生に不可欠の要素であることから、必要な台数を安定的に確保できるよう制度構築を図ること。
- R6秋～105（滋8、京24、和24）
- (4) 踏切道の拡幅について、緊急性を伴う危険箇所の車道拡幅工事の促進に協力するよう鉄道事業者に指導するとともに、道路管理者が実施する踏切道の車道拡幅工事を継続して実施するための財政的支援を講ずること。
- 新規（奈79）

3. 水道未普及地域の解消に向け、上水道事業の区域拡張に関する現行の補助制度の補助率の引き上げを図るとともに、旧簡易水道事業における、簡易水道事業の区域拡張が行えるよう補助制度の拡充及び過疎対策事業債活用を図ること。

R6秋～125（和25）

4. 下水道の普及拡大、整備促進や更なる機能向上及び公共用水域の水質保全を図るため、次の項目について特段の措置を講じること。

R6秋～90（和26、兵18）

- (1) 下水道の果たす公的役割に鑑み、老朽化する既存の下水道施設の計画的な改築に係る国費負担の継続、改築事業費に係る予算を確保すること。また、未普及地域の整備を促進するため、地域の実情に応じたきめ細やかな対応ができるよう交付金の対象事業範囲を拡大の上、交付率及び起債充当率を引き上げるとともに、安全で快適なまちづくりに欠かせない、重要性の高い下水道事業における国土強靭化等のための財源を確保すること。さらに、補助金の運用に当たっては、採択の基準を緩和し、交付金間の流用と柔軟な期間設定を可能とするなど、自治体が活用しやすい仕組みを構築し、事務の簡素化に配慮すること。併せて、下水道は整備期間が長期であり多額の投資を伴い、整備後の供用期間も長期間にわたることから、長期的に有利な低金利の財源の確保を図るとともに、耐用年数を踏まえた償還年数の更なる延長など、貸付条件の改善を図ること。なお、汚水事業に係る改築更新等の国庫補助を引き下げる旨の議論がなされているが、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するため、引き続き下水道事業における現行の国庫補助制度を継続すること。
- R6秋～90（京25、大7、奈55、和26、兵18）
- (2) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備推進事業に対する財政措置の拡充を図ること。
- R6秋～113（京26）
- (3) 小規模施設（コミュニティプラント施設）における基幹改良事業に対する交付要件の緩和を図るとともに、経年劣化した浄化槽の更新についての助成制度を復活すること。

R6秋～124（京26、兵18）

- (4) ウォーターPPPの導入にあたって、要件に柔軟性を持たせるとともに、自治体の実情に即した積極的な支援を行うこと。
- R6秋・131（京25、和26）
- (5) 浄化槽設置整備事業について、合併処理浄化槽設置における基準額の増額と単独浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費用に対する助成制度の拡充に対する財政措置を図ること。
- R6秋・131（和26）
- (6) 改築等に伴う合併処理浄化槽設置に対する補助制度と経年劣化による更新に対する助成制度の拡充と、浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設を図ること。また、浄化槽転換時において、延床面積による算定ではなく実際の居住人数に即した処理対象人数により算定基準の見直しができるよう改正すること。
- R6秋・131（和26）

- (7) 下水道職員の減少による人材不足・技術継承等の問題に対応するための人的支援制度を創設す

ること。

新規（兵18）

5. 安全で安定した水道水の供給と地震等災害時の水道機能の確保を図るために、次の措置を講じること。

(1) 老朽化した水道施設の更新・再構築、施設の耐震化や安全性強化等について、補助率の引上げなど十分な財政措置の拡充を図るとともに、水道総合地震対策事業及び水道基幹施設耐震化事業並びに水道アセットマネジメント等推進事業について補助対象事業の条件緩和や拡充、企業債発行における公的資金枠の確保と大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化、人材不足・技術継承等の問題に対応するための人的支援制度を創設すること。また、電気計装設備、水質分析機器、監視整備設備等、耐用年数の短い設備更新事業に対する補助金制度を創設すること。加えて、市町村の要望額を満たす補助金交付に必要な予算の確保を図ること。

R6秋～107（京27、大7、和27、兵19）

(2) 経営統合による高料金対策に係る地方財政措置（交付税措置）については、段階的な縮減を廃止し、恒久的な財政支援とすること。加えて簡易水道施設であったかに関わらず、全ての水道施設を過疎対策事業債・辺地対策事業債の対象に拡充すること。

R6秋～107（和27、兵19）

(3) 水道事業の経営健全化のため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金事業について、国予算の十分な確保及び採択基準の撤廃や交付率の引上げを図ること。併せて、水道管路の耐震化対策に関する国庫補助について、現状では補助対象外となっている配水支管に対する新たな補助制度の創設を図ること。さらに、地方公営企業繰出金においては、交付金の要件緩和と同様に、耐用年数を経過した施設を除外する要件を撤廃すること。また、道路法改正に伴い、道路占用している水道管路の維持管理に關し財政支援を講じること。

R6秋～107（和27）

(4) 将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

R6秋～107（兵19）

(5) 工業用水道事業補助金については、計画的に事業が運営できるよう予算の確保を図るとともに、複数年での補助採択の復活を図ること。

R6秋～107（和27）

(6) 鉛の水道水質基準の強化に伴い、基本的対応策として鉛製給水管の布設替えを促進するため、水道管路耐震化等推進事業について、給水管も対象とするよう補助対象範囲の拡大及び補助率の引き上げを図ること。

R6秋～128（大7、和27）

(7) 水道事業の広域化を推進するため、水道事業運営基盤強化推進事業等の広域化事業に係る採択基準及び対象施設の緩和を図ること。

R6秋～107（大7）

(8) 過疎地域の水道事業においては、維持管理経費のうち、過疎地域以外の団体との格差部分を解消するための新たな繰出基準の創設と、当該繰出に対する交付税措置による財政支援を実施すること。

R6秋～130（兵19）

6. 特定多目的ダムの供用開始後に要する費用の利水者負担額の軽減を図ること。R6秋～109（和28）

7. 定住自立構想推進要綱の要件を満たさない広域行政圏事業に係る支援策を講じること。

R6秋～111（和29）

8. 社会資本整備総合交付金について、老朽化した社会資本の維持管理・更新等に対し要望額を確実に確保するための十分な財政措置を講じること。

R6秋～113（和30）

9. 社会体育施設・文化系施設の改修等に係る財政支援措置を拡充すること。R6秋～123（奈57）

10. 公共用地取得に関する明確な基準、特に市街地から離れた場所で施設整備等を行う際の法令等を国において整備すること。

R6秋～129（奈58）

11. 老朽化した空家を解体する上で、自治体が実施する補助金を活用したとしても、低所得者層においては自己負担分を捻出することが現実的に難しいことから、国において財源や支援制度の拡充等、必要な措置を講じること。

R6秋～130（和31）

12. 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に万全に対応するとともに、地方創生推進、その対策に欠かせない各種インフラ整備など国土強靭化の最前線を担う、地方整備局の人員体制の抜

本的な確保、充実、強化を図ること。

R6秋～130（京21）

13. 地上デジタルテレビ放送移行による難視聴地域について、組合員の減少、解散等により、テレビ共同受信施設（辺地共聴施設）の維持管理が困難となる場合、ケーブルテレビ等への移行に係る費用及び施設撤去費用に関しても補助の対象となるよう、無線システム普及支援事業費等補助金の交付対象事業を拡充するとともに、維持管理や更新等に対して十分な財政措置を講じること。

R6秋・131（和32）

14. 公共的団体等の施設整備事業に関して、現下の資材価格や人件費の高騰により、団体等の計画的な事業実施に支障が生じているため、補助金及び交付金の引き上げなど追加の支援を行うこと。

新規（滋9）

## 議案第5号 防災・災害対策の充実と市民の安全確保等について

1. 南海トラフ巨大地震の切迫性が高くなっています。連動して発生する可能性がある直下型地震などの大規模地震や各種災害に対応する国土強靭化に向けた諸施策を早急に推進するため、建築物の耐震化・不燃化等、安全対策促進に関するハード・ソフト両面における一層の財政措置を講じるとともに、砂防施設の充実や臨時情報発表時に避難所の確保を市町村が行うとされているが、その運営に係る財源も早期に確保すること。また、次の事項について特段の措置を講じること。

R6秋～102（大2、和33）

(1) 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用については、同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。 R6秋～116・113（京28、和33）

(2) 被災者生活再建支援法の適用基準については、「損害割合が30%未満の半壊・準半壊・一部損壊」「床上浸水」などの世帯についても対象とすること。また、同法に基づく支給額について、近年の住宅価格の高騰や令和6年1月の能登半島地震で実施した交付金の創設を踏まえた支給額となるよう増額すること。 R6秋～116・113（京28）

(3) 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の後も切れ目なく事業を進めるために必要な事業規模と期間を盛り込んだ国土強靭化実施中期計画を早期に策定すること。 R6秋～116・113（京28）

(4) 局地的豪雨に対する総合治水対策を早急に進めるにあたり、国庫補助制度の採択要件の緩和・拡充等の財源確保や、雨水の「貯留や浸透等による流出抑制等」設置拡充に向けて、民間事業者が行う場合の税制上の優遇措置の適用対象の要件緩和を行うこと。 R6秋～116（京28）

(5) 上流域からの流木や土砂の流出を防止する堰堤築造などの砂防事業・治山事業推進のため、国庫補助事業枠の拡大や採択要件の緩和を行うこと。 R6秋～116・113（京28）

(6) 土砂災害警戒区域指定の手続きの簡素化や調査・事務作業にあたる自治体への支援の拡充、及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域内の居宅を建て替える際の移転に関する支援制度を拡充すること。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域におけるハード対策を計画的に実施すること。 R6秋～116・113（京28、奈59）

(7) 特別警戒区域外にある農地を転用する場合には、農地法の転用許可の緩和を図ること。 R6秋～116・113（京28）

(8) 地域防災計画の見直し、ハザードマップの整備、防災拠点施設の整備、防災行政無線等の防災対策整備について十分な財政措置を講じるとともに、大規模災害時に強い情報通信基盤の整備を図ること。 R6秋～106（京28、奈60、和33）

(9) 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により実施される防災工事等について、自治体の負担を軽減するため、国による十分な財政支援及び国庫補助事業の採択要件を拡充すること。また、特別措置法は、令和12年度までの時限立法となっており、市町村においても防災工事等の対応を進めているが、人材及び財源等の不足により、期間内での対応が困難な状況となっていることから、特別措置法の延長を行うこと。 R6秋～102（京28）

(10) 災害の発生が予測される段階における広域避難や避難のための居住者等の運送は、事前に他の地方公共団体等と締結した協定等に基づき実施することとなつたが、市町村独自で協定の相手方を見つけることは困難な場合もあることから、円滑かつ迅速な広域避難を実施するためにも、総合調整を図ること。 R6秋～116・113（京28）

(11) 日本海側の原子力発電所に大きな影響を与える地震及び津波に関する被害想定調査を早急に実施し、自治体の行う津波災害対策に財政支援を講じること。加えて、太平洋側を中心とした大規模災害が発生した場合におけるリダンダンシー機能を充実させるため、日本海側にエネルギー基地としての機能も持つ防災拠点港を整備すること。 R6秋～116（京29・30）

(12) 津波・高潮の被害を確実に防ぐため、防潮（波）堤・防潮水門及び護岸の整備について、更なる予算の確保と、早急な整備等を講じること。 R6秋～103（和33）

(13) 消防団員の安全確保や機動力強化を図る装備等の充実、消防車両、消防防災水利施設の整備に係る財政措置を拡充すること。 R6秋～122（和33）

(14) 令和7年度の事業実施分までとされている「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」、さらには「過疎対策事業債」の措置期間延長・恒久化、対象事業の拡充及び総額の増額・補助率の引き上げを図ること。 R6秋～116（滋10、京28、奈61、和33、兵5）

(15) 計画規模を超える降雨による河川等の氾濫・洪水から住民を守るために「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の下、内水対策の抜本的な強化を図り、老朽化した井堰や護岸の

整備・全面改築など、抜本的な治水対策を促進するのに十分な予算確保と総合的な対策を図るとともに、最終年度以降もさらなる対策を継続し、必要な財源措置を講じること。加えて、土地改良法における土地改良事業計画設計基準の早期改訂と圃場整備事業等完了地区における災害対策に対する新規事業の創設を図ること。また、自治体が実施する雨水貯留浸透施設及び防災調整池の維持管理や、農業用ため池への洪水調整機能の付与・増進、低水管理の運営も含めた財政措置を講じること。

R6秋～116・113（奈62、和33）

- (16) 公立学校・幼稚園・認定こども園施設の耐震化を含めた災害対策を推進するため、防災機能強化事業の延長・空調設置工事等の大規模改造事業の補助率・補助単価の引き上げ等事業費を充実させるとともに、事業量に見合った予算を確保すること。また、トイレ改修やLED照明への更新等に係る事業を計画的に実施できるよう十分な予算額を確保すること。加えて、既存のごみ焼却炉の撤去等、耐震化以外の学校施設等の整備や改修については、児童生徒の安全を守る立場から必要な財政支援を行い、社会体育施設の空調についても、臨時特例交付金の適用を図ること。さらには、緊急防災・減災事業債の延長等の起債制度の充実を行うこと。併せて、耐用年数を迎えた学校施設の改築に対し、実態に即した国の一負担又は交付金の交付がなされるよう、国庫補助制度の見直しを講ずること。

R6秋～106（京11、奈81、和33）

- (17) 中小企業強靭化法に定める中小企業等への補助金支援について、工場棟等の耐震化費用を補助対象とすること。

R6秋～128（京37）

- (18) 河川の溢水・氾濫防止及び内水対策に対して、堤防強化、樋門整備、河道掘削などの、早期対応・支援を行うこと。また、上流ダム群の連携した運用などにより下流域の洪水調整を図ること。

R6秋～119（京28）

- (19) 災害が頻発、激甚化する近年、自治体の置かれている状況を踏まえ、災害復旧事業の国庫負担金に係る予算の標準的な復旧進度について柔軟な対応を行うこと。併せて、国庫負担を除く地方負担分に対する財政措置を拡充すること。さらに、備蓄物資及び備品の拡充、防災倉庫の整備に対して市町村を対象とした補助金等の財政措置を講じること。

R6秋～127（京28）

- (20) 避難所におけるバリアフリー化、トイレの洋式化、空調設備やDX化等の環境整備について十分な財政措置を講じること。

新規（京28）

- (21) 大規模災害時の災害対応について、国や県・被災していない官公庁が、主導権をもって被災自治体に代わり災害対策が行えるようにするとともに、民間事業者が避難所運営を行うことのできる制度を創設すること。

新規（和33）

## 2. 東北地方太平洋沖地震による原子力発電所の事故発生を踏まえ、周辺住民の安全・安心確保が不可欠であるため、次の事項について特段の措置を講じること。

R6秋～116（滋11）

- (1) 原子力発電所については、順次、再稼働が進められている。国においては原則40年、最長60年とされる運転期間について、特定の理由による停止期間を除くことで、事実上60年超の運転が可能とされた。国は、今後における再稼働や運転延長において、周辺部を含めた関係自治体と住民に対し、審査内容、エネルギー政策、緊急時対応等について十分な説明を行い、その理解を得てから国の責任において判断を行うこと。また、原子力防災学習会等による住民への防災意識の普及啓発、小中高の各学校における原子力防災教育の充実や避難訓練等の実施など、国が主導して積極的に地域防災力向上のための仕組みを設けること。

R6秋～116（滋11）

- (2) 「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ）における住民の避難先や避難に必要な各種交通手段の確保と避難経路となる主要幹線道路保全や港湾施設等のインフラ整備による避難対策、モニタリングカーの追加配備等によるモニタリング体制の強化、避難退城時検査場所の整備や確保、通報体制等の整備、デジタル技術を活用したシステムの構築など、原子力防災対策には国が主体となって取り組み、最大限の支援措置を講じること。併せて、原子力事業者と自治体との安全協定の締結を義務付けるなど原子力災害対策特別措置法等の改正を行うとともに、安全協定については、UPZ圏内の周辺自治体の事前了解を必要とする協定が締結されるよう電力事業者に働きかけること。さらに、広域避難の受入自治体に対しても、避難住民の受入に即応的な態勢が図れるよう、TV会議システムの導入等通信設備網の整備、避難所運営物資の備蓄拡充に係る財源対策を講じること。また、原子力発電所に近接する自治体においても、適切な財源対策を講じること。なお現在、原子力防災対策として府県に交付されている交付金について、より市町村の実態に即した交付金とするべく、UPZ圏内市町村を対象とした直接交付制度とすること。

R6秋～116（滋11、京30）

- (3) 瓦礫や土地の放射能汚染に関し、迅速に除染するための研究を進め、特に湖や河川など水源に

被害が及んだ場合を想定した効果的な対策を早急に検討し、実施方策を確立すること。また、高レベル放射性廃棄物処分場を早期に建設し、不要に蓄積される廃棄物に対する住民の不安を払拭すること。

R6秋～117（滋11）

- (4) U P Z 圏外であっても、地域防災計画を策定している自治体については、U P Z 圏内に準じた措置を講じるとともに、U P Z 圏外における緊急時モニタリングなどを行う国の体制を早急に整備すること。

R6秋～118（京30）

- (5) U P Z 圏外であっても安定ヨウ素剤の配布方法及び体制、服用事故や副作用等の責任の明確化について検討を行うとともに、服用の必要性や副作用について国民に周知すること。また、医療従事者、特に医師不足が深刻である地域における安定ヨウ素剤の迅速かつ的確な配布体制を確立すること。さらに、住民への情報伝達手段や原子力防護資機材、及び感染症拡大防止資機材について、早急に適切な財源対策を講じること。

R6秋～123（京30）

- (6) 複合災害など不測の事態に備え、陸・海・空路など、具体的な避難手段の確保や災害時の道路啓開などの支援を講じること。また、早急に脆弱な避難道路の改良、拡幅、バイパス化、延長などのインフラ整備の促進を図るとともに、自治体が行うインフラ整備に対し、更なる財政支援を行うこと。

R6秋～123（京30）

- (7) 建て替えを含む新たな原子力発電所等の開発・建設に際して、同意を求める自治体の範囲や関与のあり方など、包括的な法的枠組みを整備すること。P A Z 区域を有し、住民避難訓練など立地自治体と同様の対策を講じている自治体に法令上の「同意権」を付与すること。

R6秋～123（京30）

- (8) 避難に活用できるバスを全国から確保するとともに、運転要員についても広域的な動員体制を構築すること。また、避難行動要支援者の避難用福祉車両の確保・整備や要員の確保について、財政措置も含め、特段の支援を講じること。

R6秋～116（京30）

### 3. 再生可能エネルギーの利用拡大等について、次の対策を講じること。

- (1) 太陽光発電施設の設置については、自然環境、景観、生活環境、防災の観点から、法整備等の措置を行うこと。

R6秋～128（京31）

- (2) 太陽光発電施設の安全性を確保するため、設置基準や施工管理に関する開発基準等を整備すること。

R6秋～128（京31）

- (3) 太陽光発電事業終了時の設備の放置・不法投棄を防止するため、F I T 法計画認定以外の発電事業者を含め、太陽光パネル等の撤去及び処分が適切に行われる仕組みを作ること。

R6秋～128（京31）

- (4) リユース太陽光パネルを用いた発電設備の導入について、国の補助金・交付金・事業債等の対象要件とすること。

R6秋・131（京31）

- (5) 電力系統にF I T 制度未使用の余剰電力を受け入れるシステムの構築を推進すること。併せて、更なる蓄電池設置を促進する施策を講じること。

R6秋・131（京31）

- (6) バイオマス利活用施設への交付税措置のある新たな地方債を創設すること。

R6秋～112（京31）

- (7) バイオガス発電について、収集から処理に係る費用の交付税措置などランニングコストへの支援を行うこと。

R6秋～112（京31）

### 4. 通学路及び生活道路の交通安全対策に対する更なる支援を促進すること。

R6秋～R3秋・R2秋・127（京22）

## 議案第6号 生活環境の整備促進、地域経済の振興等について

1. 地球温暖化対策を着実に推進するため、次の措置を講じること。

- (1) 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」「脱炭素社会」の実現に向けた国の、**とりわけ重要となる**電力の安定供給確保を含めた再生可能エネルギーの主力電源化と建築物の省エネルギー性能の向上を加速させる具体的な地域支援対策を早急に講じるとともに、国と地方の連携・役割分担により、法規制・義務化や革新的技術の開発など、長期的・戦略的な取組みを行い、パリ協定の目標達成に向けた積極的支援策を打ち出すこと。併せて脱炭素先行地域だけでなく、自治体が地域の実情に応じ取り組む多様な再生エネルギー・省エネルギー事業に対して柔軟に財政支援を行うこと。また、ゼロエミッション車（ZEV）の普及促進に向け、商用車の電動化や、蓄電池の性能向上及び低価格化に一層の研究開発を進めること。**R6秋～126（京32、大6）**
- (2) 地球温暖化対策推進法の推進に当たっては、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む自治体が、事業を円滑に進めることができるよう環境に関わる全ての数値情報等を簡単に入手可能にするとともに、人的支援及び財政支援を確実に実施すること。**R6秋～118（京32）**
- (3) バイオディーゼル燃料の利用を推進するため、軽油混合時の軽油引取税の免税を行うとともに原料となる廃食用油等の回収に取り組む自治体や事業者に対する支援を行うこと。**R6秋～116（京32）**
- (4) 地球温暖化防止対策を促進するため自治体が行う他国友好都市などとの連携や技術支援活動に対する支援も行うこと。**R6秋～122（京32）**
- (5) 脱炭素社会の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の充電インフラ導入補助事業において、補助金申請における柔軟な対応ができるよう改善を図ること。**R6秋・131（和34）**

2. 持続可能な地域発展のための企業誘致や企業の既存拠点の高度化・集約化のための産業用地確保、地方データセンター拠点整備の推進を図るため、次の措置を講じること。

- (1) 企業立地のニーズが高い地域において、地域の実情に即した農地法等の規制緩和・関係法令の整備を進めるとともに、土地利用に係る諸制度を市が主体的かつ弾力的に運用できるよう、横断的なサポート組織体制の強化及び国のワンストップ対応窓口を設置すること。**R6秋～107（滋12・13）**
- (2) 企業誘致事業に対する固定資産税の減収補填措置のみならず、物価上昇に伴う資材高騰等影響を考慮し、企業用地・事業用地の造成や整備、また、アクセス道路の整備・維持や誘致企業に対する助成等の優遇策に対して財政支援の充実を図ること。**R6秋～107（滋12、和35）**
- (3) 地方データセンター拠点などの推進を図るための自治体支援、都市部等とのアクセス向上や電力増強を図ること。**R6秋～107（滋12）**
- (4) 新たな雇用を生み出す創業支援や安定的な雇用確保のための事業承継に対し財政支援を充実させること。**新規（滋13）**

3. 鳥獣被害防止総合対策交付金（緊急捕獲活動支援事業）について、十分な財政措置を講じること。特に、狩猟者が減少し、負担が増加する中、効率的・効果的に捕獲を進めるため、ICTによる捕獲のスマート化が必要であり、関連機器の利用促進及び通信費等、維持管理に係る財政支援及びシステム整備を図ること。また、増加している生活環境の被害対策のため、農地以外に活用できるよう既存の補助事業の拡充等による財政支援を行うこと。加えて野生イノシシの豚熱感染拡大防止を図るために消毒等の防疫措置に係る財政支援等の条件緩和を図ること。一方、豚熱感染確認区域が設定されてから相当期間、新たな感染個体が確認されない区域については早期解除に係る基準を明確にし、解除に向けた効果的な対策を講じること。また、野生イノシシへの経口ワクチンの効果的散布及びCSF（豚熱）まん延防止対策の徹底を図ること。**R6秋～116（京36、和36、兵20）**

4. 強風や豪雨による自然災害が原因で、桃のせん孔細菌病が多発し、収穫期を迎えた果実に甚大な被害を及ぼすことから、特効農薬と耐病性のある品種の早期育成について、積極的に開発するなど対策を講じること。また、クビアカツヤカミキリやカメムシ類のまん延防止のため、総合的な防除対策の確立と産地への支援策の強化を図ること。**R6秋～124（和37）**

5. 廃棄物処理対策について、次の措置を講じること。

(1) リチウムイオン電池を含む電子機器を廃棄する際に、メーカーや販売事業者に引取義務やメーカーへのリチウムイオン電池を容易に分離できる設計の義務づけを課す等の当該廃棄物を安全かつ適正に処理する制度を法制化すること。  
**R6秋～112（京35）**

(2) 安全で安定した廃棄物処理を行うため、一般廃棄物処理施設の整備について、必要な財政措置を講じるとともに、脱炭素に資する新技術導入等に対する財政支援を行うこと。

**R6秋～112（京35）**

(3) 過疎地域特有の立地、地域の特性に加え、昨今の諸物価高騰により一般廃棄物処理施設の整備費用が1.5倍から2倍前後と著しく高騰している状況等を踏まえ、安定的かつ確実に施設の整備、更新及び改修等を推進できるよう、補助要件の緩和や補助率の引き上げ等の抜本的な財政支援を図るとともに、過疎対策事業債の特別分創設など優先的かつ柔軟な拡充配分がなされるよう、必要な財政措置を講じること。

**R6秋・131（京35）**

(4) 海岸漂着ごみ（台風災害等を含む。）の処理施設整備について、回収・処理のための助成措置以外の、施設内への埋立処理に伴う処理施設の追加的整備分については、助成措置が一切なく、発生原因が当該自治体に存しないのに負担だけ負うのは全く理不尽であり、相応の整備負担への支援を行うこと。また、国外からの漂着物については、その根絶に向け実効性のある対策をとるよう関係国に強く要請すること。

**R6秋～112（京35）**

(5) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、拡大生産者責任を明確にして発生抑制・再利用を優先させる仕組みが推進されるよう、法制化を含めて、デポジット制度を導入すること。

**R6秋～112（京35）**

(6) 飲料用容器等の規格化を進めるなど、製造・販売業者によるリターナブル容器の生産・流通・回収等を促進するシステムを構築すること。

**R6秋～112（京35）**

(7) デポジット制度やリターナブル容器の流通を実効ある仕組みとするため、市区町村が負担している収集運搬及び圧縮・梱包等の中間処理に関わる経費について、生産・流通業者に一定の負担を課す仕組みを構築すること。

**R6秋～112（京35）**

(8) 家電リサイクルの費用徴収について、廃家電の不法投棄防止及びリサイクルの一層の促進を図るため、販売時費用回収方式（前払い式）又は、製品価格上乗せ（内部化）を実施すること。

**R6秋～112（京35、和38）**

(9) 不法投棄された廃家電製品の撤去には特別な処理を要することから、自治体の処理費用に対する助成を行うこと。

**R6秋～112（京35）**

(10) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、地方自治体はプラスチック資源の分別収集及び再商品化に必要な措置を講じるよう努めなければならないとされている。新たに発生するプラスチック資源の収集や運搬、再商品化に係る経費について、事業者にさらなる負担を義務づけるとともに、市町村の負担とならないよう、十分かつ確実な財政措置を講じること。

**R6秋～112（京35）**

(11) 廃棄物処理施設の整備について、循環型社会形成推進交付金の予算確保により制度の安定化を図るとともに、必要な財政措置と交付対象経費の上限額や交付率の削減について経過措置を設ける等、制度の拡充を図ること。また、施設の解体工事については、解体後に他の廃棄物処理施設を整備するといった跡地利用がなければならないことから、全ての解体工事が交付対象となるよう必要な制度の拡充を図ること。

**R6秋～112（和38）**

6. 市民生活の安全・安心を確保するための防犯灯や防犯カメラの整備・管理について、自治体の負担軽減が図られるよう新たな補助制度の創設や財政措置を講じること。

**R6秋～130（和39）**

7. 消費者行政に対する支援について、次の措置を講じること。

(1) 市民が安心して消費生活相談ができるよう専門相談員等を任用するなど、地方消費者行政強化交付金（推進事業）を自治体の消費者行政に対する恒久的な財政措置とともに活用期限を廃止すること。

**R6秋～117（京33、和40）**

(2) 消費生活相談員が安心してデジタル関係のトラブル相談に対応できるよう、デジタル関係相談のスーパーバイザーを設置すること。また、デジタル化に伴う消費生活相談専用の通信機器などの財政措置を講じること。

**R6秋・131（京33）**

(3) 消費生活メール（LINE等の通信アプリを含む。）相談対応については、国あるいは国民生活センターにおいて一元化して実施すること。

**R6秋・131（京33）**

(4) 全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O—N E T）が令和8年度に新システムに移行するにあたり、各市町村の負担が増えないよう、財政措置を講じるとともに、円滑な移行に向けたサポートを実施すること。 **新規（京33）**

8. 橋梁・道路等の老朽化対策として、維持管理・更新に対する財政措置及び技術支援を図り、次の措置を講じること。

(1) 橋梁・トンネル・舗装等の道路構造物等の維持更新・定期点検が円滑に実施できるよう、また、通学路をはじめとする生活道路等の整備も拡充できるよう、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助等個別補助制度の継続や財源の安定的な確保を図るとともに、市道舗装修繕（舗装構成一層）に対し同交付金を充当すること。加えて、道路橋等点検業務化に対する地方負担の財政措置の拡充、及び点検の簡略化など負担軽減措置を講じること。さらに、「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を進めつつ、老朽化対策を着実に実施することができるよう切れ目なく必要かつ十分な予算を「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」後も安定的に確保するとともに、自治体の負担軽減等に係る国による一層の支援を図ること。

**R6秋～121（京22、奈63、和41、兵16）**

(2) 学校施設の改築、老朽化対策・長寿命化及び特別に支援を要する児童生徒に対応する施設整備等について、財政支援の充実とともに、高断熱化・LED照明をはじめとする脱炭素化の取組に対する支援の拡充を図ること。また、長寿命化改良事業については新たに創設された予防改修事業建築年数要件の撤廃等含め、事業費補助及び補助単価の充実並びに柔軟な制度運用を図り、円滑な事業実施のための十分な財源を確保すること。加えて、学校施設の大規模改修等に関し、学校施設環境改善交付金における配分基礎額の見直しや、補助単価・補助率等の引上げ及び市立高等学校を含めた公立高等学校を交付金対象施設として追加することなどの財政支援拡充と交付金の適切な予算措置と採択を行うこと。併せて、学校施設の統合等に係る公立学校施設整備費負担金事業の財政支援の拡充並びに要件緩和を行い、複数年度にわたる市全体の学校再編整備についても対象とすること。さらに、学校規模適正化等により統合する場合の学校（園）の土地・建物やその他の施設においても、財産処分については、補助事業完了後10年末満の場合に、その用途に関わりなく補助金の返還を要しないものとするよう、財産処分手続きの弾力化・簡素化及び国庫納付金免除範囲の拡大等の措置を講じること。

**R6秋～121（京11、大3、奈64、和41、兵8）**

(3) 小中一貫教育推進のため、校舎や屋内運動場を一体化するにあたり、既存の学校やその他公共施設を学校施設として改築・改修する場合の国庫補助率を引き上げること。また、今後さらに進む少子高齢化に対応した小中学校の適正配置を進めるにあたり、学校整備を地域住民の合意を得て進めるため、学校統合に伴う校区の再編及び地域の実情に応じた施設整備が可能となるような制度への拡充並びに採択要件を緩和すること。加えて、35人学級の実現に向けて、既存の学校を改造・増築する場合の補助率の引上げや下限額の引下げなど補助制度の充実を図ること。

**R6秋～121（大3）**

(4) 公共施設等適正管理推進事業債について、現在交付税措置の対象となっていない公用施設並びに集約化を伴わない除却事業についてもその措置がなされるよう財政支援の拡充を行うこと。

**R6秋～121（奈65）**

(5) インフラ長寿命化による農道橋及び林道橋点検に対する、地方負担の財政措置の拡充を講じること。

**R6秋～130（奈66）**

(6) 学校施設環境改善交付金については、対象事業を拡充し、補助単価と基準面積を実態に合わせて改善するとともに、補正予算を含めた財源を十分に確保し、地方自治体の負担分について財政措置を講じること。

**R6秋～130（京11）**

(7) 学校施設の安全性を高め、改築や長寿命化を計画的に進めるため専門家の助言や派遣制度を創設すること。

**R6秋～130（京11）**

9. 「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」や「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」に盛り込まれた各種施策等については、国主体による着実な実施を進めるとともに、地域の実情や課題等に応じた適切なフォローアップを行うこと。また自治体が実施する日本語教室や各種相談、行政情報の多言語化等、多文化共生を推進する取組に対し、財政措置の拡充など更なる支援を行うこと。

**R6秋～126（京34）**

10. 夜間中学校における外国人に対する日本語指導を含めた幅広い教育ニーズに対応するため、教職

員体制の拡充を図ること。

R6秋～127（兵7）

11. 自治体が実施した発掘調査で出土された土器等の遺物を保管する埋蔵文化財収蔵庫の慢性的不足を補うため、収蔵庫の建築・改修等に対する支援及び維持管理に対する財政措置を図ること。

R6秋～128（奈82、和42）

12. 地域農業の担い手確保のため、新規就農支援対象者の独立・自営就農時年齢を原則50歳未満から65歳未満に引き上げること。

R6秋～129（奈67）

13. 大規模自然災害による被災自治体における災害廃棄物の処理について、次の措置を応じること。

R6秋～R5秋（和43）

- (1) 大量の廃棄物が発生した際に、広域処理体制の整備等を図るとともに、処理費用の負担を軽減するため、国の予算を確保すること。

R6秋～R5秋（和43）

- (2) 被災した事業者による災害廃棄物処理に対する国の支援制度を確立すること。

R6秋～R5秋（和43）

- (3) 災害発生時に、一般廃棄物に区分される産業廃棄物について、減災（支障のない事前防災等）の観点からも、通常の事業活動と同様に、産業廃棄物とすること。

R6秋～R5秋（和43）

14. 災害救助法が適用された地域において被災した中小企業者・農業者に対して、被害を受けた事業用資産・農業用設備の原状回復等、事業継続に必要となる費用について、国から直接補助を行う制度を創設すること。

R6秋～R5秋（和44）

15. 携帯電話の電波が圏外となる空白エリアが山間部を中心に存在しており、日常生活や観光地での危機管理や安全対策を行うためにも、電波改善とともに、全ての携帯電話が利用できるように、携帯電話事業者に対して支援策や改善を求めて、通話エリアにおける空白地帯の解消を図ること。

R6秋・131（奈68）

16. 老朽化に伴う火葬場の更新に係る助成制度の創設を図ること。

R6秋・131（和45）

17. P F O S 及びP F O Aについて、健康や農産物等への影響を明らかにするとともに、発生源特定調査、汚染除去等の具体的な方法、実効ある対策を講じるための責任のあり方や風評被害が起こらないための公表の方法等を含めた総合的な対策を検討すること。それらの対策等に係る費用について財政措置を講じること。

R6秋・131（京32）

18. 国民スポーツ大会において新たな競技会場の施設整備に係る財政的支援を講ずること。

新規（奈80）

19. ウィズ・ポストコロナに係る地域経済等について

- (1) 原油価格・物価高騰等の世界情勢の不安定化により事業者によっては危機的状況が継続していることから、引き続き一層の支援施策を講じること。また、融資返済の据置期間満了後の倒産を防ぐため、無利子・無担保融資をはじめ、新型コロナウイルス感染症を契機に創設された融資制度等に関する借換保証制度について、取扱いを再開し、当面の間は継続するとともに、同制度の利用要件を満たさない事業者についても、返済期間の延長等の条件変更について、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応がとられるよう徹底すること。加えて、既往債務の条件変更に伴う信用保証料に対する補助を実施すること。

R6秋～128（京37）

- (2) 「都市集中型社会」から「地方分散型社会」への転換を図り、国として感染症に対応できる未来型の持続可能な経済システムを構築するため、国内で代替生産を行う企業等への支援制度の創設や、感染症リスクの低い地方都市をターゲットに、国内自給率を高めるための農業振興及び生産現場の国内回帰の推進や、企業の新たな拠点等の進出を推進すること。

R6秋～R2秋（京37）

- (3) 全国的に長期的な人口減少、出生数・出生率の低下が進む中、コロナ禍の多大な影響が3年以上継続し、この間、このための社会経済対策などが最優先されてきた。さらにエネルギー・材料等高騰による影響も加わり、地方の活力低下が懸念されている。これらを打破し、地方創生を本格的に実施するにあたり、この間の多大な災害的な影響を少しでも緩和・解消するため、過疎対

策事業債の抜本的拡充を行うとともに、全国大半の合併自治体にとって近く終了を迎える合併特例債後のこれに準じた継続的な財源確保策の創設等を図ること。 **R6秋～130（京37）**

- (4) 国内造船企業が持続的に維持・発展していくよう、各企業が行う設備投資や新たな事業展開への支援、海運企業の国内調達比率増加の推進、官公庁船の新たな発注方式の導入等、必要な施策に取り組むこと。 **R6秋～R2秋（京37）**

- (5) 観光振興に関して、観光事業者の保護や人材確保及び育成のための施策を講じるとともに、歴史的資源を活用したまちづくりにおいて重要な景観要素でもある古民家や町屋について、地震災害に備え保全を図るため、耐震診断・改修に関する支援を実施すること。 **R6秋～R2秋（京37）**

- (6) 外航クルーズが再開し、国際フェリーの再開を目指す中において、港からの外国人観光客受入環境強化のために旅客ターミナルの機能向上を促進すること。また、国内外プロモーション、船社招聘事業及び乗客船へのPR等、港を活用した交流人口の回復、増大に向けた取組への支援を実施すること。 **R6秋～R2秋（京37）**

- (7) 燃料・電力費をはじめとした物価高、運行や整備等に係る人件費の高騰など厳しい**状況**にある地域公共交通の持続可能な運営に向けて必要な支援を継続して行うとともに、公共交通事業者に対し、地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度を拡充する等、財政支援を図ること。 **R6秋～R2秋（京24、和46）**

- (8) 水田の有効活用による自給率向上を図るため、米の需給バランスと価格の安定を図る積極的な施策を講じること。 **R6秋～129（京37）**

- (9) 原油価格・物価高騰からの経済及び社会活動の復興のため、国家財政の出動の在り方、将来に向けた財政政策の機能・運営や財政管理の在り方の評価とともに、成長と分配を安定的に行えるマクロ政策的な目標等について総合的に検討と必要な見直しを加え、「財政赤字累積への社会的不安の解消」と「財政機能を十全・持続的に活用した本格的な成長と分配」を実現すること。 **R6秋～129（京37）**

- (10) 物価の高騰等、企業のコスト上昇が続く中、適切な価格転嫁が行えるよう、監視を行う公正取引委員会等の機能強化と合わせて、消費者、企業、全てが適正な価格転嫁を受容する環境づくりを推進すること。 **R6秋～130（京37）**

- (11) 肥料・飼料・燃料をはじめとする生産資材等の価格高騰に対し、農機具等の燃料や畜産の飼料については財政支援などの対策を継続的に講じるとともに、国のセーフティネット制度による支援のない肥料や資材については、支援制度を新設すること。 **R6秋～130（京37）**

- (12) 需要と供給により相場が形成される農畜水産物は、生産コストが販売価格に反映されにくいため、生産資材などコスト上昇分を販売価格に転嫁できる仕組みの構築を図ること。 **R6秋～130（京37）**

- (13) 物価高騰対策等の実施にあたっては、各自治体の創意工夫に任せることだけでなく、国の責任において、画一的な支援を行うこと。また、事業の実施における自治体の実情を把握した上で、迅速かつ後戻りのない情報提供をすること。特に給付事業においては、必要な事務経費についても一般財源が生じないよう適切に補助の積算対象とし、各自治体の財政負担とならないこと。 **R6秋～130（京37）**

- (14) 物価高騰が国民の生活に大きく影響する中、中小企業で働く労働者の賃金引上げ及び待遇改善に繋がる生産性向上等に関する支援措置を講じること。 **新規（京37）**

- (15) 原油価格高騰等に伴う漁業経営への影響を緩和するため、燃油価格の低減化を図る緊急措置及び財政的支援を創設すること。 **新規（和48）**